

2025. 2. 28

Smart-i TOPIXインデックス

追加型投信／国内／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「Smart-i TOPIXインデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月27日に関東財務局長に提出しており、2025年2月28日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2025年2月27日
発行者名 : リそなアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役 西山 明宏
本店の所在の場所 : 東京都江東区木場一丁目5番65号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

リそなアセットマネジメント株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	31
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	119
第三部【委託会社等の情報】	120
約款	153

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

Smart-i TOPIXインデックス（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年2月28日から2025年8月26日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 りそなアセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-223351 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： https://www.resona-am.co.jp/
--

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
 - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経 225
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配 当込み)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ()
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 国内の株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数 (TOPIX、配当込み)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「東証株価指数 (TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

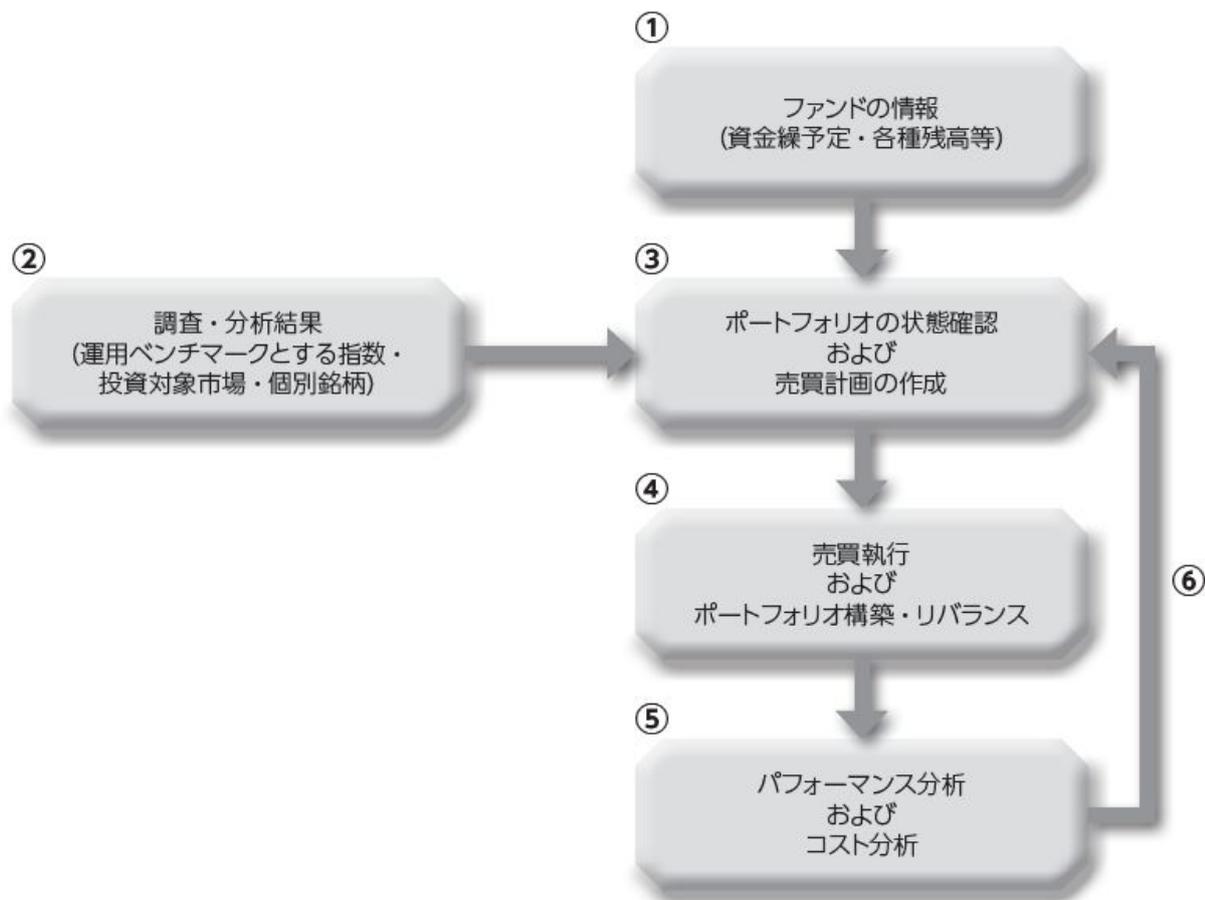
2 RM国内株式マザーファンドを通じて、主として東証株価指数 (TOPIX、配当込み)に採用されている株式への投資を行います。

- 東証株価指数 (TOPIX、配当込み) への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF (上場投資信託証券)、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。

3 購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

■ 運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

原則、毎年5月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

- ④ 信託金限度額
 - ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

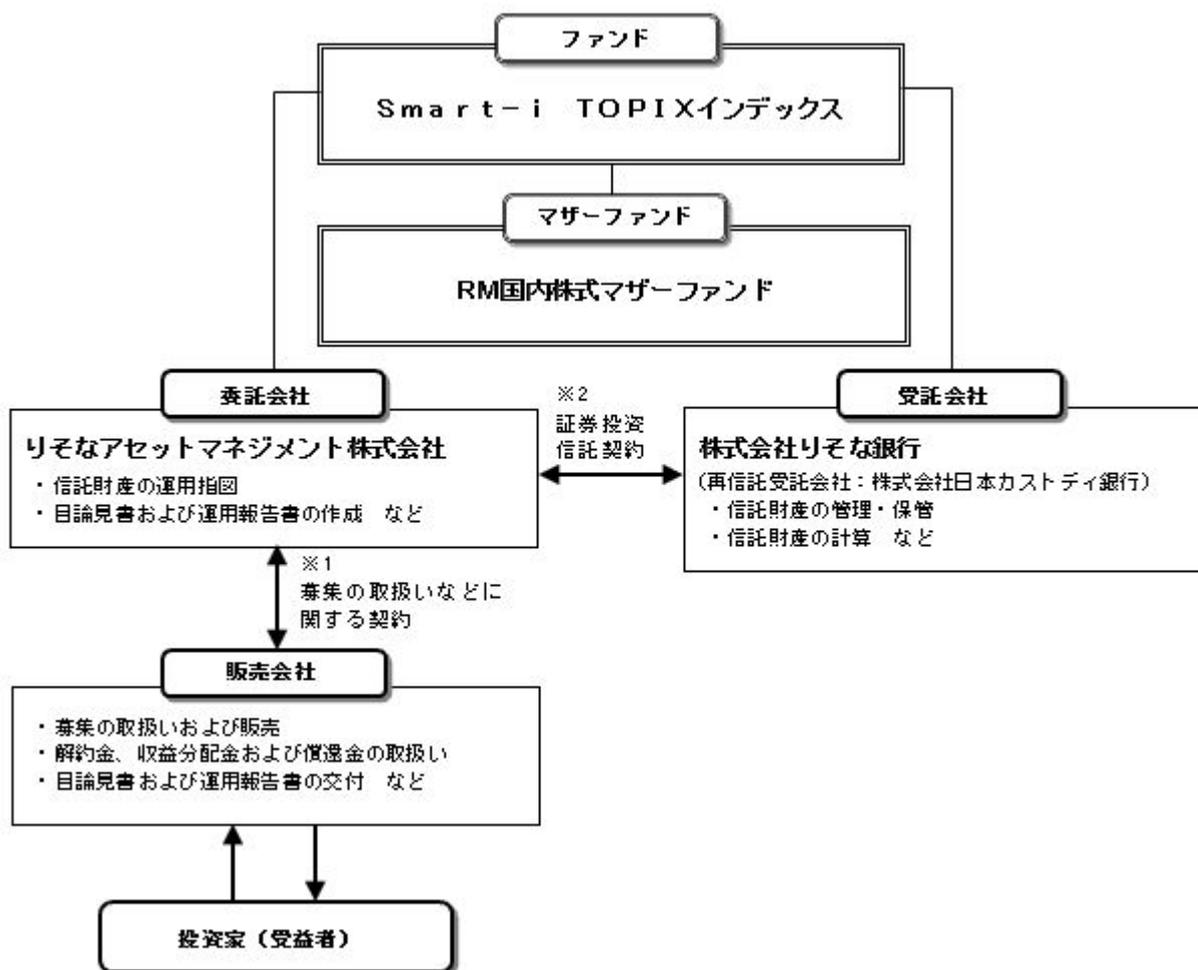
(2) 【ファンドの沿革】

2017年8月29日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年11月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

(2)【投資対象】

RM国内株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM国内株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

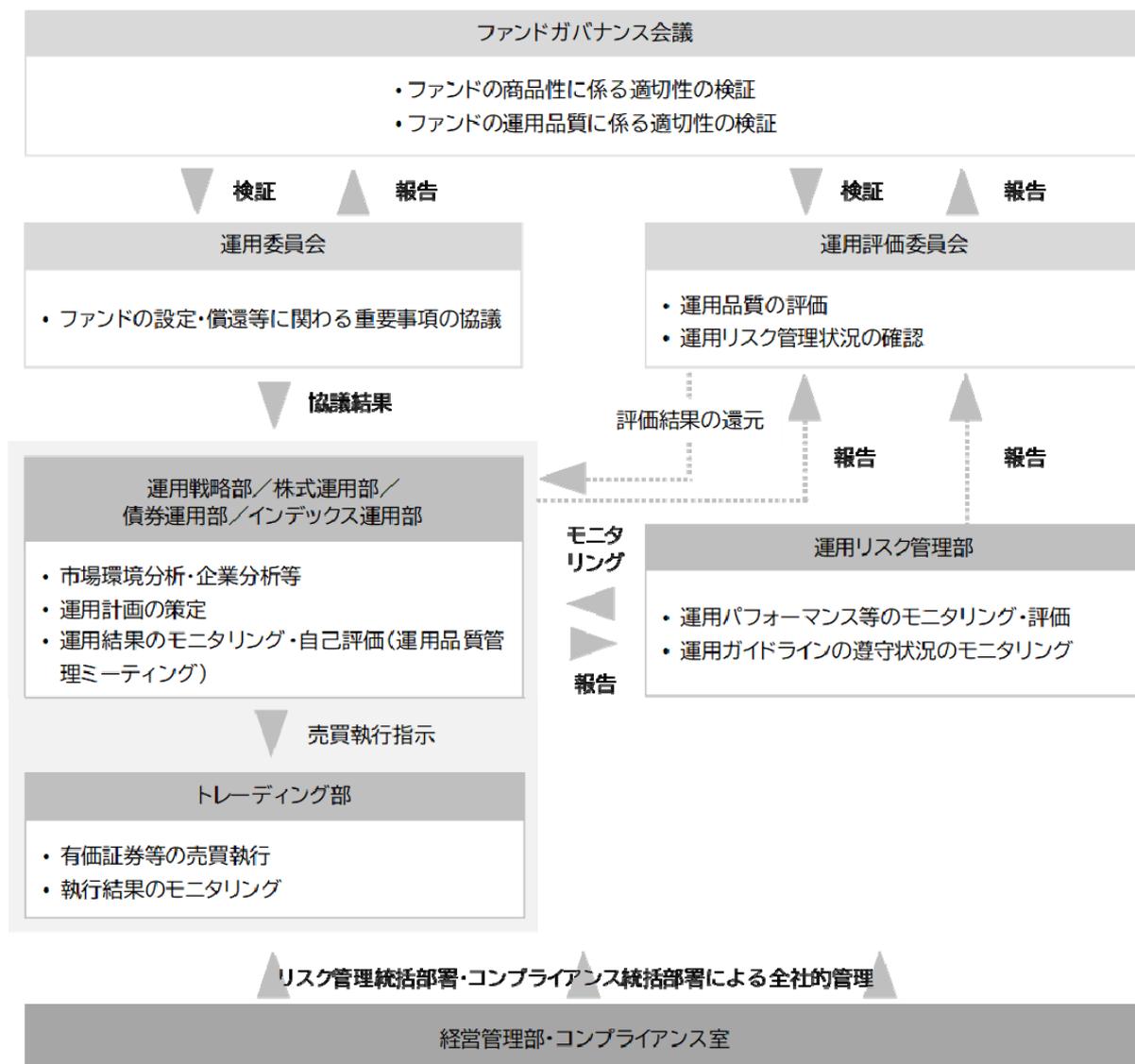
◆投資対象とするマザーファンドの概要

<RM国内株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式
投資方針	① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

- ② リソナアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
 委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
 委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2024年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

8) 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

へ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(ホ)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等(株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図を

することができます。

2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX、配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり度が小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

(2) リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

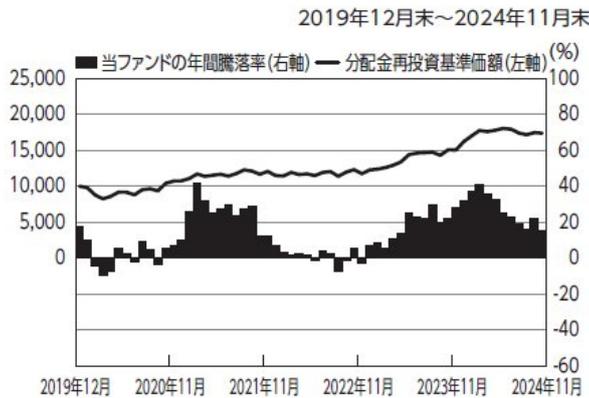
②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

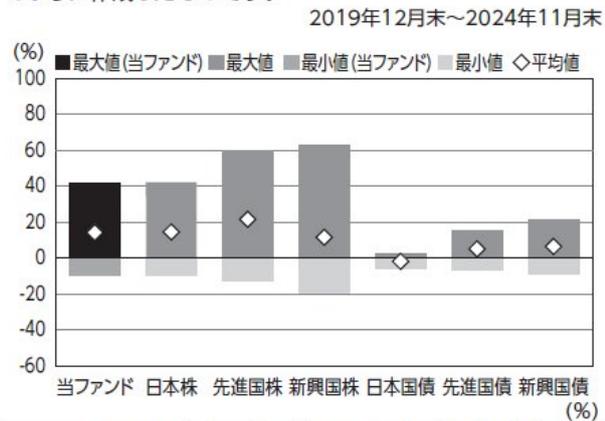


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.8	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△9.7	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	14.4	14.6	21.6	11.6	△1.6	5.3	6.7

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.154%（税抜 0.14%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.06%	0.06%	0.02%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。
- ④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。
- ⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

- 上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
- 上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

《確定拠出年金でない場合》

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

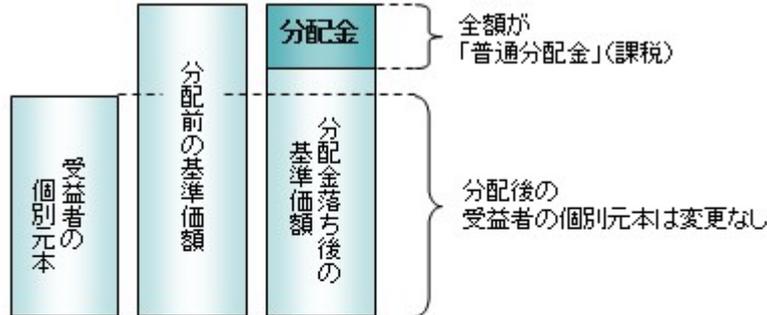
2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

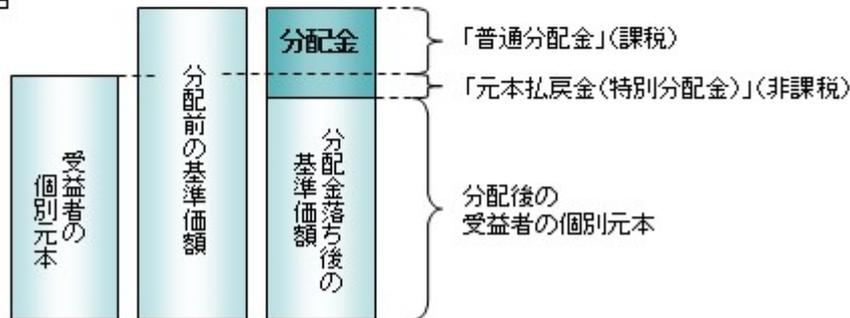
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 11 月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

【参考情報】ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.17%	0.16%	0.01%

※対象期間は2023年5月26日～2024年5月27日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【Smart-i TOPIXインデックス】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	15,290,922,956	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	22,726,424	0.15
合計 (純資産総額)		15,313,649,380	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	7,246,882,918	2.1403	15,510,503,510	2.1100	15,290,922,956	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年5月25日)	15	15	1.1264	1.1264
第2計算期間末 (2019年5月27日)	274	274	1.0046	1.0046
第3計算期間末 (2020年5月25日)	806	806	0.9986	0.9986
第4計算期間末 (2021年5月25日)	1,956	1,956	1.3009	1.3009
第5計算期間末 (2022年5月25日)	2,858	2,858	1.2998	1.2998

第6計算期間末	(2023年5月25日)	4,735	4,735	1.5243	1.5243
第7計算期間末	(2024年5月27日)	13,832	13,832	2.0056	2.0056
	2023年11月末日	7,212	—	1.7032	—
	12月末日	7,466	—	1.6992	—
	2024年1月末日	8,322	—	1.8314	—
	2月末日	12,280	—	1.9212	—
	3月末日	13,029	—	2.0059	—
	4月末日	13,524	—	1.9877	—
	5月末日	13,940	—	2.0100	—
	6月末日	14,315	—	2.0390	—
	7月末日	14,890	—	2.0276	—
	8月末日	15,117	—	1.9687	—
	9月末日	14,905	—	1.9382	—
	10月末日	15,271	—	1.9742	—
	11月末日	15,313	—	1.9638	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年8月29日～2018年5月25日	0.0000
第2期	2018年5月26日～2019年5月27日	0.0000
第3期	2019年5月28日～2020年5月25日	0.0000
第4期	2020年5月26日～2021年5月25日	0.0000
第5期	2021年5月26日～2022年5月25日	0.0000
第6期	2022年5月26日～2023年5月25日	0.0000
第7期	2023年5月26日～2024年5月27日	0.0000
当中間期	2024年5月28日～2024年11月27日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年8月29日～2018年5月25日	12.64
第2期	2018年5月26日～2019年5月27日	△10.81
第3期	2019年5月28日～2020年5月25日	△0.60
第4期	2020年5月26日～2021年5月25日	30.27
第5期	2021年5月26日～2022年5月25日	△0.08
第6期	2022年5月26日～2023年5月25日	17.27
第7期	2023年5月26日～2024年5月27日	31.58
当中間期	2024年5月28日～2024年11月27日	△2.65

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 8 月 29 日～2018 年 5 月 25 日	18,797,178	4,835,735
第 2 期	2018 年 5 月 26 日～2019 年 5 月 27 日	336,153,044	76,847,671
第 3 期	2019 年 5 月 28 日～2020 年 5 月 25 日	785,759,686	250,959,344
第 4 期	2020 年 5 月 26 日～2021 年 5 月 25 日	1,220,126,033	524,486,621
第 5 期	2021 年 5 月 26 日～2022 年 5 月 25 日	1,573,878,972	878,511,364
第 6 期	2022 年 5 月 26 日～2023 年 5 月 25 日	2,450,712,877	1,543,485,921
第 7 期	2023 年 5 月 26 日～2024 年 5 月 27 日	6,854,840,999	3,064,174,516
当中間期	2024 年 5 月 28 日～2024 年 11 月 27 日	3,242,145,240	2,357,878,005

(注) 第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

RM国内株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	156,521,048,700	98.88
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,780,500,064	1.12
合計 (純資産総額)		158,301,548,764	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,714,560,000	1.08

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,166,700	3,040.26	6,587,352,580	2,551.50	5,528,335,050	3.49
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,632,700	1,475.15	3,883,634,506	1,792.00	4,717,798,400	2.98
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,427,300	2,750.98	3,926,479,825	3,007.00	4,291,891,100	2.71
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,060,000	2,769.44	2,935,614,550	3,751.00	3,976,060,000	2.51
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	326,900	6,975.39	2,280,258,181	10,385.00	3,394,856,500	2.14
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	837,400	2,814.03	2,356,469,568	3,686.00	3,086,656,400	1.95
日本	株式	キーエンス	電気機器	40,800	66,568.14	2,715,980,371	64,720.00	2,640,576,000	1.67
日本	株式	任天堂	その他製品	257,300	8,013.31	2,061,825,234	8,810.00	2,266,813,000	1.43
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	391,900	4,458.24	1,747,188,148	5,564.00	2,180,531,600	1.38
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	289,900	6,903.22	2,001,245,009	7,384.00	2,140,621,600	1.35
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	541,800	2,847.95	1,543,020,358	3,784.00	2,050,171,200	1.30
日本	株式	信越化学工業	化学	366,100	6,005.60	2,198,651,850	5,554.00	2,033,319,400	1.28
日本	株式	三菱商事	卸売業	797,000	2,845.19	2,267,616,430	2,525.50	2,012,823,500	1.27
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	86,300	29,685.17	2,561,830,689	23,310.00	2,011,653,000	1.27
日本	株式	三井物産	卸売業	633,600	3,181.60	2,015,861,760	3,136.00	1,986,969,600	1.26
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,159,500	173.94	2,115,038,154	153.40	1,865,267,300	1.18
日本	株式	第一三共	医薬品	385,800	4,720.53	1,821,182,892	4,749.00	1,832,164,200	1.16

日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	201,600	7,590.97	1,530,339,590	8,936.00	1,801,497,600	1.14
日本	株式	三菱重工業	機械	719,900	1,275.41	918,170,884	2,197.50	1,581,980,250	1.00
日本	株式	HOYA	精密機器	79,600	18,754.88	1,492,888,448	19,260.00	1,533,096,000	0.97
日本	株式	KDDI	情報・通信業	300,700	4,725.49	1,420,956,875	4,950.00	1,488,465,000	0.94
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	363,700	4,273.28	1,554,193,812	4,083.00	1,484,987,100	0.94
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	6,541,300	194.96	1,275,343,780	193.10	1,263,125,030	0.80
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	965,700	1,630.00	1,574,100,280	1,291.50	1,247,201,550	0.79
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	24,300	41,363.84	1,005,141,323	51,110.00	1,241,973,000	0.78
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	476,400	2,010.19	957,657,714	2,604.00	1,240,545,600	0.78
日本	株式	富士通	電気機器	378,800	2,341.94	887,127,048	2,866.00	1,085,640,800	0.69
日本	株式	三菱電機	電気機器	418,700	2,313.14	968,512,548	2,547.00	1,066,428,900	0.67
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	128,500	6,265.43	805,108,697	8,240.00	1,058,840,000	0.67
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	243,900	3,997.11	974,895,332	4,219.00	1,029,014,100	0.65

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.25
		建設業	2.14
		食料品	3.15
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	5.29
		医薬品	4.53
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.57
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.81
		非鉄金属	0.82
		金属製品	0.49
		機械	5.48
		電気機器	17.12
		輸送用機器	6.86
		精密機器	2.40
		その他製品	2.58
		電気・ガス業	1.28
陸運業	2.35		
海運業	0.65		
空運業	0.35		
倉庫・運輸関連業	0.15		

	情報・通信業	7.58
	卸売業	6.66
	小売業	4.59
	銀行業	8.68
	証券、商品先物取引業	0.88
	保険業	3.27
	その他金融業	1.22
	不動産業	1.80
	サービス業	5.09
合 計		98.88

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	64	日本円	1,696,755,200	1,714,560,000	1.08

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

運用実績

2024年11月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年5月25日	0円
2021年5月25日	0円
2022年5月25日	0円
2023年5月25日	0円
2024年5月27日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	98.9%
先物	1.1%
現金等	0.0%
合計	100.0%

■組入上位業種

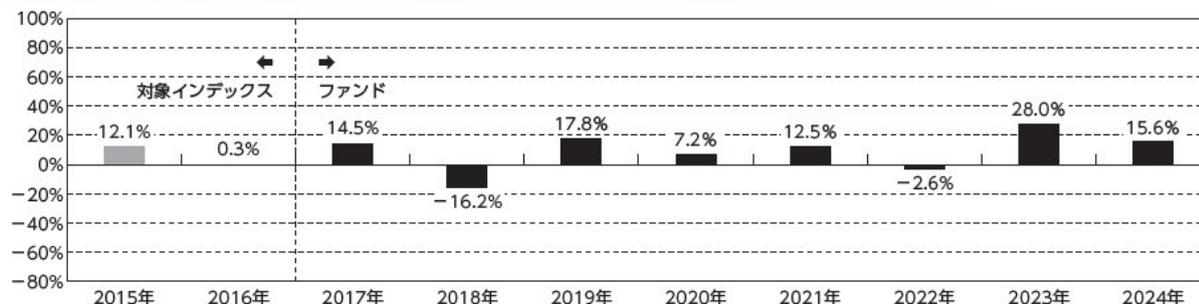
	業種	組入比率
1	電気機器	17.1%
2	銀行業	8.7%
3	情報・通信業	7.6%
4	輸送用機器	6.9%
5	卸売業	6.7%

■組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.5%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.0%
3	ソニーグループ	電気機器	2.7%
4	日立製作所	電気機器	2.5%
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.1%
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9%
7	キーエンス	電気機器	1.7%
8	任天堂	その他製品	1.4%
9	東京海上ホールディングス	保険業	1.4%
10	伊藤忠商事	卸売業	1.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※業種は東証33業種の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(東証株価指数(TOPIX、配当込み))の年間騰落率です。
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2017年は8月29日から12月末までの騰落率です。2024年は11月末までの騰落率です。
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (5) 申込金額
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (6) 申込単位
販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

- (5) 手取額
1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかり

ません。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

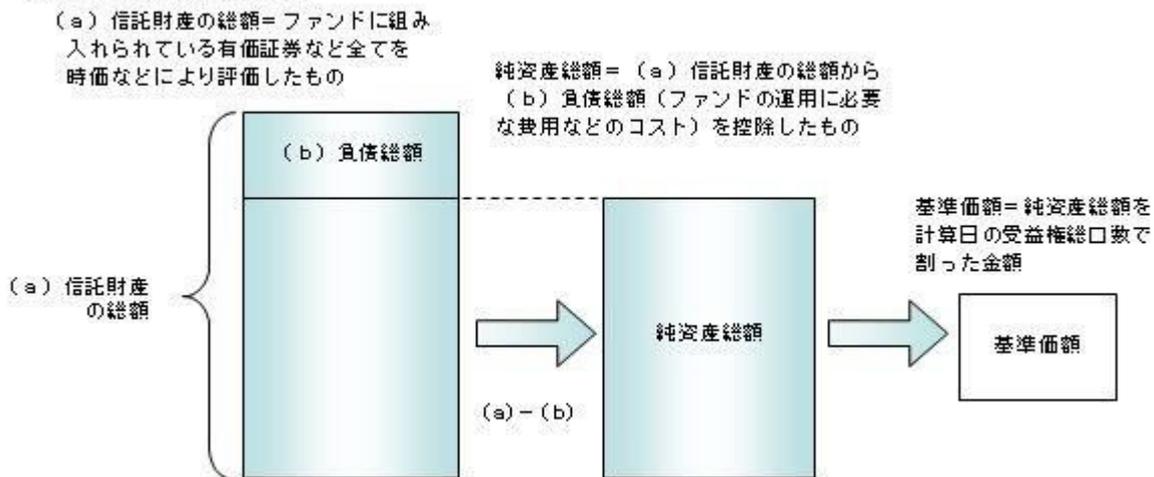
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2017年8月29日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
- ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行いません。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

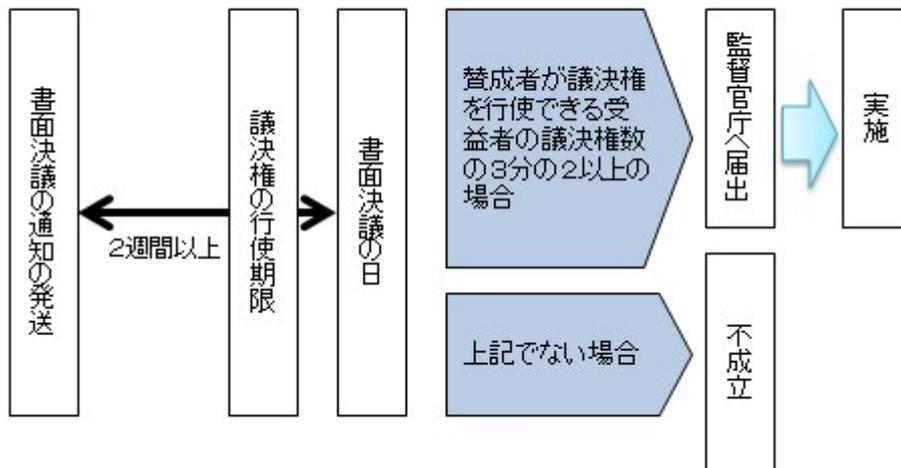
4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合

の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができないため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2023年5月26日から2024年5月27日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月5日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSmart-i TOPIXインデックスの2023年5月26日から2024年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Smart-i TOPIXインデックスの2024年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【Smart-i TOPIXインデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2023年5月25日現在	第7期 2024年5月27日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	31,365,811	-
コール・ローン	7,469,729	105,164,670
親投資信託受益証券	4,727,883,031	13,812,222,293
未収入金	8,986,000	22,979,000
未収利息	-	28
流動資産合計	4,775,704,571	13,940,365,991
資産合計	4,775,704,571	13,940,365,991
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,444,266	99,157,903
未払受託者報酬	443,604	1,173,339
未払委託者報酬	2,661,575	7,040,005
未払利息	20	-
その他未払費用	135,417	357,769
流動負債合計	40,684,882	107,729,016
負債合計	40,684,882	107,729,016
純資産の部		
元本等		
元本	3,106,301,134	6,896,967,617
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,628,718,555	6,935,669,358
(分配準備積立金)	628,373,074	2,152,132,404
元本等合計	4,735,019,689	13,832,636,975
純資産合計	4,735,019,689	13,832,636,975
負債純資産合計	4,775,704,571	13,940,365,991

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 2022年5月26日	至 2023年5月25日	自 2023年5月26日	至 2024年5月27日
営業収益				
受取利息		-		1,332
有価証券売買等損益		665,054,652		2,359,997,262
営業収益合計		665,054,652		2,359,998,594
営業費用				
支払利息		21,041		45,606
受託者報酬		805,761		1,854,698
委託者報酬		4,834,442		11,128,099
その他費用		246,313		567,692
営業費用合計		5,907,557		13,596,095
営業利益又は営業損失(△)		659,147,095		2,346,402,499
経常利益又は経常損失(△)		659,147,095		2,346,402,499
当期純利益又は当期純損失(△)		659,147,095		2,346,402,499
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		101,401,101		522,263,355
期首剰余金又は期首欠損金(△)		659,239,004		1,628,718,555
剰余金増加額又は欠損金減少額		898,859,102		5,393,253,944
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		898,859,102		5,393,253,944
剰余金減少額又は欠損金増加額		487,125,545		1,910,442,285
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		487,125,545		1,910,442,285
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,628,718,555		6,935,669,358

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月26日から翌年5月25日までとなっております。ただし、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年5月26日から2024年5月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2023年5月25日現在		第7期 2024年5月27日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,199,074,178円	期首元本額	3,106,301,134円
期中追加設定元本額	2,450,712,877円	期中追加設定元本額	6,854,840,999円
期中一部解約元本額	1,543,485,921円	期中一部解約元本額	3,064,174,516円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,106,301,134口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	6,896,967,617口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.5243円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2.0056円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(15,243円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(20,056円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2022年5月26日 至2023年5月25日		第7期 自2023年5月26日 至2024年5月27日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	100,466,568円	A 費用控除後の配当等収益額	216,315,926円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	404,881,690円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,607,823,218円
C 収益調整金額	1,000,345,481円	C 収益調整金額	4,783,536,954円
D 分配準備積立金額	123,024,816円	D 分配準備積立金額	327,993,260円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	1,628,718,555円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	6,935,669,358円
F 当ファンドの期末残存口数	3,106,301,134口	F 当ファンドの期末残存口数	6,896,967,617口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	5,243円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	10,056円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第6期 自2022年5月26日 至2023年5月25日		第7期 自2023年5月26日 至2024年5月27日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2023年5月25日現在	第7期 2024年5月27日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2022年5月26日 至 2023年5月25日	第7期 自 2023年5月26日 至 2024年5月27日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2022年5月26日 至 2023年5月25日	第7期 自 2023年5月26日 至 2024年5月27日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	625,803,779	2,191,268,248
合計	625,803,779	2,191,268,248

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	6,414,741,916	13,812,222,293	
合計		6,414,741,916	13,812,222,293	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年5月27日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	760,098,468
株式	143,055,197,740
派生商品評価勘定	20,948,050
未収入金	640,653,700
未収配当金	1,382,527,593
未収利息	208
差入委託証拠金	83,675,560
流動資産合計	145,943,101,319
資産合計	145,943,101,319
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,114,350
前受金	1,720,000
未払金	827,358,091
未払解約金	114,079,000
流動負債合計	944,271,441
負債合計	944,271,441
純資産の部	
元本等	
元本	67,340,516,451
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	77,658,313,427
元本等合計	144,998,829,878
純資産合計	144,998,829,878
負債純資産合計	145,943,101,319

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年5月27日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年5月26日
期首元本額	56,562,392,051円
期中追加設定元本額	60,206,111,725円
期中一部解約元本額	49,427,987,325円
期末元本額	67,340,516,451円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,941,822,995円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	4,713,787,264円
りそなラップ型ファンド(成長型)	4,235,701,027円
DCりそな グローバルバランス	62,451,390円
つみたてバランスファンド	7,191,165,250円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	425,487,198円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	363,575,976円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	262,249,970円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	135,154,949円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	97,387,397円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	57,191,857円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	146,198,755円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	108,609,071円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	161,516,532円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	140,097,498円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	71,635,061円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	2,788,058円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	1,948,436円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	8,935,306円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	4,063,690円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	10,863,359円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	1,099,391円
りそなTOPIXインデックス	23,930,315円
FWりそな国内株式アクティブファンド	90,873,299円
FWりそな国内株式インデックスファンド	33,694,473,046円
S m a r t - i TOPIXインデックス	6,414,741,916円

S m a r t - i 8資産バランス 安定型	117, 535, 197 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	416, 200, 531 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	623, 077, 912 円
T O P I Xインデックスファンド (適格機関投資家専用)	369, 023, 914 円
りそなF T T O P I Xインデックス (適格機関投資家専用)	1, 462, 533, 959 円
りそなD A Aファンド (適格機関投資家専用)	153, 493, 814 円
りそなF T R Cバランスファンド (適格機関投資家専用)	1, 719, 944, 185 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	7, 435, 162 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	18, 128, 459 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	57, 137, 181 円
りそなF T パッシブバランス I (適格機関投資家専用)	273, 994, 027 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	45, 606, 800 円
りそなD A AファンドII (適格機関投資家専用)	25, 662, 846 円
りそなF T パッシブバランスII (適格機関投資家専用)	76, 649, 362 円
りそなD A Aファンド202205 (適格機関投資家専用)	319, 132, 891 円
りそなF T パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	752, 047, 294 円
りそなマルチアセットファンド202310 (適格機関投資家専用)	287, 333, 934 円
りそなマルチアセットファンド202403 (適格機関投資家専用)	247, 829, 977 円
2. 計算日における受益権の総数	67, 340, 516, 451 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2. 1532 円
(10, 000口当たり純資産額)	(21, 532 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年5月27日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年5月27日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年5月27日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年5月27日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式		9,291,765,319
合計		9,291,765,319

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年5月27日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,808,036,300	—	1,827,870,000	19,833,700
合計		1,808,036,300	—	1,827,870,000	19,833,700

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	2,100	3,725.00	7,822,500	
ニッセイ	51,300	901.40	46,241,820	
マルハニチロ	7,600	3,262.00	24,791,200	
雪国まいたけ	4,400	983.00	4,325,200	
カネコ種苗	1,400	1,428.00	1,999,200	
サカタのタネ	5,800	3,440.00	19,952,000	
ホクト	4,100	1,855.00	7,605,500	
ホクリョウ	300	999.00	299,700	
住石ホールディングス	6,500	1,427.00	9,275,500	
日鉄鉱業	2,100	5,190.00	10,899,000	
三井松島ホールディングス	3,000	4,620.00	13,860,000	
I N P E X	172,300	2,388.50	411,538,550	
石油資源開発	5,900	6,530.00	38,527,000	
K&Oエナジーグループ	2,300	3,685.00	8,475,500	
ショーボンドホールディングス	7,000	6,125.00	42,875,000	
ミライト・ワン	15,500	1,883.00	29,186,500	
タマホーム	3,200	4,610.00	14,752,000	
サンヨーホームズ	200	730.00	146,000	
日本アクア	700	895.00	626,500	
ファーストコーポレーション	500	809.00	404,500	
ベステラ	400	950.00	380,000	
キャンディル	300	599.00	179,700	
ダイセキ環境ソリューション	300	981.00	294,300	
第一カッター興業	1,500	1,487.00	2,230,500	
安藤・間	29,700	1,144.00	33,976,800	
東急建設	16,100	765.00	12,316,500	
コムシスホールディングス	16,400	3,181.00	52,168,400	
ビーアールホールディングス	7,500	358.00	2,685,000	
高松コンストラクショングループ	3,800	2,839.00	10,788,200	

東建コーポレーション	1,300	10,730.00	13,949,000	
ソネック	200	933.00	186,600	
ヤマウラ	2,600	1,320.00	3,432,000	
オリエンタル白石	19,000	362.00	6,878,000	
大成建設	32,900	5,944.00	195,557,600	
大林組	128,400	1,845.50	236,962,200	
清水建設	101,800	898.00	91,416,400	
飛島建設	3,700	1,495.00	5,531,500	
長谷工コーポレーション	32,900	1,785.00	58,726,500	
松井建設	3,300	793.00	2,616,900	
銭高組	200	4,445.00	889,000	
鹿島建設	79,600	2,652.50	211,139,000	
不動テトラ	2,500	2,548.00	6,370,000	
大末建設	500	1,756.00	878,000	
鉄建建設	2,600	2,605.00	6,773,000	
西松建設	6,800	4,431.00	30,130,800	
三井住友建設	26,700	389.00	10,386,300	
大豊建設	1,200	3,420.00	4,104,000	
佐田建設	800	770.00	616,000	
ナカノフドー建設	800	522.00	417,600	
奥村組	5,800	4,890.00	28,362,000	
東鉄工業	4,400	3,075.00	13,530,000	
イチケン	300	2,507.00	752,100	
富士ピー・エス	500	442.00	221,000	
浅沼組	2,700	3,645.00	9,841,500	
戸田建設	48,600	1,092.50	53,095,500	
熊谷組	5,900	3,610.00	21,299,000	
北野建設	200	3,645.00	729,000	
植木組	300	1,648.00	494,400	
矢作建設工業	4,900	1,562.00	7,653,800	
ピーエス三菱	4,500	1,040.00	4,680,000	
日本ハウスホールディングス	7,600	313.00	2,378,800	
新日本建設	5,000	1,552.00	7,760,000	
東亜道路工業	7,100	1,189.00	8,441,900	
日本道路	4,200	1,751.00	7,354,200	
東亜建設工業	11,100	954.00	10,589,400	

日本国土開発	10,200	500.00	5,100,000	
若築建設	1,200	3,465.00	4,158,000	
東洋建設	9,000	1,400.00	12,600,000	
五洋建設	50,900	636.00	32,372,400	
世紀東急工業	4,600	1,684.00	7,746,400	
福田組	1,400	5,480.00	7,672,000	
住友林業	31,000	5,523.00	171,213,000	
日本基礎技術	700	577.00	403,900	
巴コーポレーション	1,500	790.00	1,185,000	
大和ハウス工業	99,300	4,152.00	412,293,600	
ライト工業	7,100	2,024.00	14,370,400	
積水ハウス	108,900	3,567.00	388,446,300	
日特建設	3,400	1,093.00	3,716,200	
北陸電気工事	2,500	1,099.00	2,747,500	
ユアテック	7,900	1,618.00	12,782,200	
日本リーテック	2,800	1,179.00	3,301,200	
四電工	1,500	3,550.00	5,325,000	
中電工	5,600	3,185.00	17,836,000	
関電工	22,500	1,723.00	38,767,500	
きんでん	25,000	3,174.00	79,350,000	
東京エネシス	3,400	1,341.00	4,559,400	
トーエネック	1,200	5,160.00	6,192,000	
住友電設	3,400	3,475.00	11,815,000	
日本電設工業	6,700	1,985.00	13,299,500	
エクシオグループ	35,100	1,605.50	56,353,050	
新日本空調	2,300	4,410.00	10,143,000	
九電工	7,800	6,200.00	48,360,000	
三機工業	7,800	2,180.00	17,004,000	
日揮ホールディングス	35,500	1,283.50	45,564,250	
中外炉工業	1,200	3,220.00	3,864,000	
ヤマト	1,000	1,142.00	1,142,000	
太平電業	2,200	4,715.00	10,373,000	
高砂熱学工業	9,600	6,080.00	58,368,000	
三晃金属工業	200	4,480.00	896,000	
朝日工業社	3,400	1,401.00	4,763,400	
明星工業	6,900	1,341.00	9,252,900	

大気社	4,100	5,060.00	20,746,000
ダイダン	4,700	3,360.00	15,792,000
日比谷総合設備	2,600	3,080.00	8,008,000
フィル・カンパニー	600	578.00	346,800
テスホールディングス	7,700	399.00	3,072,300
インフロニア・ホールディングス	41,400	1,370.50	56,738,700
東洋エンジニアリング	5,300	974.00	5,162,200
レイズネクスト	5,200	1,830.00	9,516,000
ニッポン	10,800	2,288.00	24,710,400
日清製粉グループ本社	33,300	1,741.50	57,991,950
日東富士製粉	600	6,280.00	3,768,000
昭和産業	3,500	3,145.00	11,007,500
鳥越製粉	1,100	681.00	749,100
中部飼料	5,000	1,509.00	7,545,000
フィード・ワン	5,300	922.00	4,886,600
東洋精糖	200	1,705.00	341,000
日本甜菜製糖	2,100	1,969.00	4,134,900
DM三井製糖ホールディングス	3,600	3,270.00	11,772,000
塩水港精糖	1,600	283.00	452,800
ウェルネオシュガー	1,800	2,381.00	4,285,800
森永製菓	15,200	2,508.00	38,121,600
中村屋	900	3,265.00	2,938,500
江崎グリコ	10,300	4,027.00	41,478,100
名糖産業	1,400	1,814.00	2,539,600
井村屋グループ	2,100	2,540.00	5,334,000
不二家	2,500	2,485.00	6,212,500
山崎製パン	24,100	3,482.00	83,916,200
第一屋製パン	200	615.00	123,000
モロゾフ	1,200	4,285.00	5,142,000
亀田製菓	2,100	3,980.00	8,358,000
寿スピリッツ	17,000	1,775.00	30,175,000
カルビー	16,500	3,112.00	51,348,000
森永乳業	12,600	3,198.00	40,294,800
六甲バター	2,600	1,447.00	3,762,200
ヤクルト本社	51,500	2,881.50	148,397,250
明治ホールディングス	44,200	3,521.00	155,628,200

雪印メグミルク	8,700	2,599.00	22,611,300
プリマハム	4,800	2,372.00	11,385,600
日本ハム	15,500	4,906.00	76,043,000
林兼産業	400	518.00	207,200
丸大食品	3,600	1,677.00	6,037,200
S Foods	4,000	2,925.00	11,700,000
柿安本店	1,400	2,611.00	3,655,400
伊藤ハム米久ホールディングス	5,500	4,160.00	22,880,000
サッポロホールディングス	11,900	5,230.00	62,237,000
アサヒグループホールディングス	83,300	5,920.00	493,136,000
キリンホールディングス	150,100	2,226.50	334,197,650
宝ホールディングス	24,300	1,068.50	25,964,550
オエノンホールディングス	10,800	359.00	3,877,200
養命酒製造	1,200	2,259.00	2,710,800
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	28,200	1,850.50	52,184,100
ライフドリンク カンパニー	700	5,720.00	4,004,000
サントリー食品インターナショナル	25,400	5,704.00	144,881,600
ダイドーグループホールディングス	4,100	2,691.00	11,033,100
伊藤園	12,200	3,739.00	45,615,800
キーコーヒー	4,000	2,042.00	8,168,000
ユニカフェ	400	916.00	366,400
ジャパンフーズ	200	1,989.00	397,800
日清オイリオグループ	5,100	4,935.00	25,168,500
不二製油グループ本社	8,400	2,400.00	20,160,000
かどや製油	100	3,640.00	364,000
J-オイルミルズ	4,100	1,920.00	7,872,000
キッコーマン	119,400	1,856.50	221,666,100
味の素	85,600	5,973.00	511,288,800
ブルドックソース	1,900	1,973.00	3,748,700
キューピー	19,400	3,086.00	59,868,400
ハウス食品グループ本社	12,400	2,931.50	36,350,600
カゴメ	15,500	3,689.00	57,179,500
アリアケジャパン	3,600	5,180.00	18,648,000
ピエトロ	200	1,793.00	358,600
エバラ食品工業	900	2,837.00	2,553,300

やまみ	200	2,980.00	596,000
ニチレイ	16,500	3,622.00	59,763,000
東洋水産	18,200	11,290.00	205,478,000
イトアンドホールディングス	1,700	2,048.00	3,481,600
大冷	200	1,906.00	381,200
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,600	1,568.00	2,508,800
日清食品ホールディングス	38,000	4,003.00	152,114,000
永谷園ホールディングス	1,800	2,203.00	3,965,400
一正蒲鉾	500	766.00	383,000
フジッコ	3,700	1,859.00	6,878,300
ロック・フィールド	4,400	1,488.00	6,547,200
日本たばこ産業	219,000	4,452.00	974,988,000
ケンコーマヨネーズ	2,500	1,882.00	4,705,000
わらべや日洋ホールディングス	2,400	2,340.00	5,616,000
なとり	2,300	2,110.00	4,853,000
イフジ産業	200	1,326.00	265,200
ファーマフーズ	4,800	868.00	4,166,400
ユウグレナ	22,400	562.00	12,588,800
紀文食品	3,100	1,185.00	3,673,500
ピクルスホールディングス	2,100	1,163.00	2,442,300
ミヨシ油脂	500	1,360.00	680,000
理研ビタミン	3,100	2,565.00	7,951,500
片倉工業	3,400	1,956.00	6,650,400
グンゼ	2,600	5,200.00	13,520,000
東洋紡	15,800	1,061.00	16,763,800
ユニチカ	11,800	229.00	2,702,200
富士紡ホールディングス	1,600	4,600.00	7,360,000
倉敷紡績	2,600	4,435.00	11,531,000
シキボウ	2,200	1,090.00	2,398,000
日本毛織	9,400	1,313.00	12,342,200
ダイトウボウ	1,800	101.00	181,800
トーア紡コーポレーション	500	440.00	220,000
ダイドーリミテッド	1,500	605.00	907,500
帝国繊維	4,100	2,339.00	9,589,900
帝人	35,200	1,579.50	55,598,400
東レ	245,600	779.10	191,346,960

住江織物	300	2,525.00	757,500
日本フェルト	700	465.00	325,500
イチカワ	200	1,731.00	346,200
日東製網	100	1,446.00	144,600
アツギ	900	641.00	576,900
ダイニック	400	844.00	337,600
セーレン	7,100	2,437.00	17,302,700
ソトー	400	716.00	286,400
東海染工	100	840.00	84,000
小松マテーレ	5,300	711.00	3,768,300
ワコールホールディングス	7,500	3,800.00	28,500,000
ホギメディカル	4,800	3,940.00	18,912,000
クラウドシアホールディングス	300	413.00	123,900
T S I ホールディングス	11,900	894.00	10,638,600
マツオカコーポレーション	400	1,557.00	622,800
ワールド	5,200	2,101.00	10,925,200
三陽商会	1,600	2,605.00	4,168,000
ナイガイ	400	262.00	104,800
オンワードホールディングス	21,600	618.00	13,348,800
ルックホールディングス	1,100	2,728.00	3,000,800
キムラタン	7,300	17.00	124,100
ゴールドウイン	6,500	8,111.00	52,721,500
デサント	6,300	3,285.00	20,695,500
キング	500	667.00	333,500
ヤマトインターナショナル	1,000	337.00	337,000
特種東海製紙	2,000	3,475.00	6,950,000
王子ホールディングス	152,700	627.50	95,819,250
日本製紙	20,700	961.00	19,892,700
三菱製紙	1,700	719.00	1,222,300
北越コーポレーション	18,000	1,159.00	20,862,000
中越パルプ工業	500	1,579.00	789,500
大王製紙	16,200	912.80	14,787,360
阿波製紙	300	492.00	147,600
レンゴー	33,400	1,101.00	36,773,400
トーモク	2,100	2,858.00	6,001,800
ザ・パック	2,700	3,895.00	10,516,500

北の達人コーポレーション	15,400	169.00	2,602,600	
クラレ	53,400	1,907.00	101,833,800	
旭化成	248,000	1,043.00	258,664,000	
共和レザー	700	731.00	511,700	
巴川コーポレーション	300	997.00	299,100	
レゾナック・ホールディングス	35,400	3,454.00	122,271,600	
住友化学	272,000	316.40	86,060,800	
住友精化	1,700	5,050.00	8,585,000	
日産化学	17,100	4,428.00	75,718,800	
ラサ工業	1,400	3,070.00	4,298,000	
クレハ	8,000	2,836.00	22,688,000	
多木化学	1,400	4,030.00	5,642,000	
テイカ	3,100	1,612.00	4,997,200	
石原産業	6,100	1,645.00	10,034,500	
片倉コープアグリ	300	1,160.00	348,000	
日本曹達	4,300	5,170.00	22,231,000	
東ソー	48,900	1,944.00	95,061,600	
トクヤマ	11,800	3,087.00	36,426,600	
セントラル硝子	3,900	3,615.00	14,098,500	
東亜合成	17,600	1,532.50	26,972,000	
大阪ソーダ	2,600	8,410.00	21,866,000	
関東電化工業	7,100	844.00	5,992,400	
デンカ	13,300	2,231.50	29,678,950	
信越化学工業	328,700	5,949.00	1,955,436,300	
日本カーバイド工業	1,700	1,868.00	3,175,600	
堺化学工業	2,800	2,638.00	7,386,400	
第一稀元素化学工業	4,000	860.00	3,440,000	
エア・ウォーター	34,600	2,254.50	78,005,700	
日本酸素ホールディングス	35,600	4,496.00	160,057,600	
日本化学工業	1,300	2,319.00	3,014,700	
東邦アセチレン	1,300	369.00	479,700	
日本パーカライジング	16,300	1,183.00	19,282,900	
高圧ガス工業	5,300	900.00	4,770,000	
チタン工業	200	1,020.00	204,000	
四国化成ホールディングス	4,100	1,976.00	8,101,600	
戸田工業	800	1,803.00	1,442,400	

ステラ ケミファ	2,000	4,285.00	8,570,000
保土谷化学工業	1,200	5,030.00	6,036,000
日本触媒	21,300	1,587.50	33,813,750
大日精化工業	2,500	3,120.00	7,800,000
カネカ	9,000	3,965.00	35,685,000
三菱瓦斯化学	26,800	2,983.00	79,944,400
三井化学	30,200	4,696.00	141,819,200
J S R	8,500	4,345.00	36,932,500
東京応化工業	17,500	4,210.00	73,675,000
大阪有機化学工業	3,100	3,505.00	10,865,500
三菱ケミカルグループ	268,000	815.10	218,446,800
K Hネオケム	5,600	2,199.00	12,314,400
ダイセル	47,100	1,561.50	73,546,650
住友ベークライト	10,300	4,273.00	44,011,900
積水化学工業	73,700	2,230.00	164,351,000
日本ゼオン	25,100	1,434.00	35,993,400
アイカ工業	9,200	3,401.00	31,289,200
U B E	17,400	2,905.00	50,547,000
積水樹脂	5,500	2,283.00	12,556,500
タキロンシーアイ	9,300	738.00	6,863,400
旭有機材	2,400	4,605.00	11,052,000
ニチバン	2,000	1,785.00	3,570,000
リケンテクノス	6,900	1,028.00	7,093,200
大倉工業	1,700	3,005.00	5,108,500
積水化成成品工業	5,100	447.00	2,279,700
群栄化学工業	900	3,125.00	2,812,500
タイガースポリマー	600	828.00	496,800
ミライアル	400	1,566.00	626,400
ダイキアクシス	500	738.00	369,000
ダイキョーニシカワ	8,100	692.00	5,605,200
竹本容器	500	853.00	426,500
森六ホールディングス	1,900	2,680.00	5,092,000
恵和	2,600	1,458.00	3,790,800
日本化薬	28,000	1,266.00	35,448,000
カーリットホールディングス	3,900	1,188.00	4,633,200
日本精化	2,400	2,620.00	6,288,000

扶桑化学工業	3,900	3,920.00	15,288,000
トリケミカル研究所	4,400	4,460.00	19,624,000
ADEKA	12,800	3,231.00	41,356,800
日油	33,200	1,984.50	65,885,400
新日本理化	1,600	185.00	296,000
ハリマ化成グループ	2,600	880.00	2,288,000
花王	82,900	6,955.00	576,569,500
第一工業製薬	1,500	3,675.00	5,512,500
石原ケミカル	1,600	1,855.00	2,968,000
日華化学	500	1,131.00	565,500
ニイタカ	200	1,927.00	385,400
三洋化成工業	2,300	4,100.00	9,430,000
有機合成薬品工業	1,000	314.00	314,000
大日本塗料	4,100	1,199.00	4,915,900
日本ペイントホールディングス	194,600	1,062.00	206,665,200
関西ペイント	31,700	2,231.00	70,722,700
神東塗料	900	126.00	113,400
中国塗料	7,500	2,094.00	15,705,000
日本特殊塗料	900	1,287.00	1,158,300
藤倉化成	4,200	510.00	2,142,000
太陽ホールディングス	6,400	3,120.00	19,968,000
DIC	14,300	3,288.00	47,018,400
サカタインクス	8,200	1,766.00	14,481,200
artience	8,000	3,400.00	27,200,000
富士フイルムホールディングス	204,300	3,549.00	725,060,700
資生堂	76,600	4,969.00	380,625,400
ライオン	46,700	1,267.00	59,168,900
高砂香料工業	2,800	3,685.00	10,318,000
マンダム	7,900	1,228.00	9,701,200
ミルボン	5,000	3,406.00	17,030,000
ファンケル	16,100	1,981.00	31,894,100
コーセー	7,500	9,888.00	74,160,000
コタ	3,700	1,442.00	5,335,400
シーボン	200	1,398.00	279,600
ポーラ・オルビスホールディングス	18,800	1,342.50	25,239,000
ノエビアホールディングス	3,300	5,350.00	17,655,000

アジュバンホールディングス	300	848.00	254,400
新日本製薬	2,100	1,699.00	3,567,900
I-n-e	1,000	1,450.00	1,450,000
アクシージア	2,400	982.00	2,356,800
エステー	2,800	1,528.00	4,278,400
アグロ カネショウ	1,500	1,127.00	1,690,500
コニシ	10,600	1,270.00	13,462,000
長谷川香料	7,000	3,075.00	21,525,000
小林製薬	10,700	5,662.00	60,583,400
荒川化学工業	3,100	1,091.00	3,382,100
メック	3,000	4,500.00	13,500,000
日本高純度化学	800	3,275.00	2,620,000
タカラバイオ	9,900	1,036.00	10,256,400
JCU	4,100	3,815.00	15,641,500
新田ゼラチン	800	813.00	650,400
OATアグリオ	1,400	1,529.00	2,140,600
デクセリアルズ	9,100	6,686.00	60,842,600
アース製薬	3,300	4,660.00	15,378,000
北興化学工業	3,700	1,548.00	5,727,600
大成ラミック	1,100	2,789.00	3,067,900
クミアイ化学工業	14,600	781.00	11,402,600
日本農薬	6,700	741.00	4,964,700
アキレス	2,300	1,614.00	3,712,200
有沢製作所	6,400	1,527.00	9,772,800
日東電工	23,600	12,305.00	290,398,000
レック	4,700	1,227.00	5,766,900
三光合成	4,600	687.00	3,160,200
きもと	2,000	209.00	418,000
藤森工業	2,900	4,260.00	12,354,000
前澤化成工業	2,400	1,807.00	4,336,800
未来工業	1,300	4,050.00	5,265,000
ウェーブロックホールディングス	500	642.00	321,000
JSP	2,600	2,136.00	5,553,600
エフピコ	6,900	2,503.50	17,274,150
天馬	2,700	2,409.00	6,504,300
信越ポリマー	7,900	1,524.00	12,039,600

東リ	2,700	398.00	1,074,600
ニフコ	11,000	3,516.00	38,676,000
バルカー	3,100	3,740.00	11,594,000
ユニ・チャーム	76,500	5,031.00	384,871,500
ショーエイコーポレーション	400	590.00	236,000
協和キリン	44,300	2,583.00	114,426,900
武田薬品工業	324,800	4,131.00	1,341,748,800
アステラス製薬	321,900	1,569.50	505,222,050
住友ファーマ	27,200	299.00	8,132,800
塩野義製薬	46,300	6,921.00	320,442,300
わかもと製薬	1,300	248.00	322,400
日本新薬	9,600	3,574.00	34,310,400
中外製薬	114,900	4,807.00	552,324,300
科研製薬	6,300	3,468.00	21,848,400
エーザイ	44,600	6,781.00	302,432,600
ロート製薬	35,600	2,723.00	96,938,800
小野薬品工業	75,100	2,198.00	165,069,800
久光製薬	8,200	3,741.00	30,676,200
持田製薬	4,100	2,958.00	12,127,800
参天製薬	64,800	1,590.50	103,064,400
扶桑薬品工業	1,300	2,278.00	2,961,400
日本ケミファ	100	1,581.00	158,100
ツムラ	11,600	3,861.00	44,787,600
キッセイ薬品工業	6,100	3,135.00	19,123,500
生化学工業	6,200	776.00	4,811,200
栄研化学	6,600	2,082.00	13,741,200
鳥居薬品	2,000	3,745.00	7,490,000
JCRファーマ	12,400	560.00	6,944,000
東和薬品	5,600	2,856.00	15,993,600
富士製薬工業	2,700	1,500.00	4,050,000
ゼリア新薬工業	5,100	1,960.00	9,996,000
ネクセラファーマ	16,100	1,429.00	23,006,900
第一三共	319,700	5,627.00	1,798,951,900
杏林製薬	8,000	1,707.00	13,656,000
大幸薬品	7,600	373.00	2,834,800
ダイト	2,800	2,276.00	6,372,800

大塚ホールディングス	76,300	6,152.00	469,397,600
ペプチドリーム	17,800	1,956.00	34,816,800
セルソース	1,400	1,361.00	1,905,400
あすか製薬ホールディングス	3,800	2,358.00	8,960,400
サワイグループホールディングス	8,400	5,826.00	48,938,400
日本コークス工業	37,200	131.00	4,873,200
ニチレキ	4,800	2,452.00	11,769,600
ユシロ化学工業	1,900	1,703.00	3,235,700
ビーピー・カストロール	500	986.00	493,000
富士石油	10,700	484.00	5,178,800
MORESCO	400	1,317.00	526,800
出光興産	190,600	1,026.50	195,650,900
ENEOSホールディングス	581,100	792.10	460,289,310
コスモエネルギーホールディングス	10,900	7,440.00	81,096,000
横浜ゴム	18,600	4,015.00	74,679,000
TOYO TIRE	21,100	2,720.50	57,402,550
ブリヂストン	107,400	6,935.00	744,819,000
住友ゴム工業	36,000	1,780.00	64,080,000
藤倉コンポジット	3,200	1,329.00	4,252,800
オカモト	1,700	4,700.00	7,990,000
フコク	1,900	2,085.00	3,961,500
ニッタ	3,700	4,060.00	15,022,000
住友理工	5,700	1,252.00	7,136,400
三ツ星ベルト	4,300	4,450.00	19,135,000
バンドー化学	5,400	1,831.00	9,887,400
日東紡績	4,600	7,080.00	32,568,000
AGC	32,700	5,475.00	179,032,500
日本板硝子	17,500	467.00	8,172,500
石塚硝子	200	2,895.00	579,000
日本山村硝子	500	1,739.00	869,500
日本電気硝子	15,000	3,615.00	54,225,000
オハラ	1,700	1,360.00	2,312,000
住友大阪セメント	6,100	3,863.00	23,564,300
太平洋セメント	21,700	3,895.00	84,521,500
日本ヒューム	3,200	1,090.00	3,488,000
日本コンクリート工業	7,100	364.00	2,584,400

三谷セキサン	1,500	5,110.00	7,665,000
アジアパイルホールディングス	5,200	1,002.00	5,210,400
東海カーボン	33,900	991.20	33,601,680
日本カーボン	1,900	5,390.00	10,241,000
東洋炭素	2,600	7,070.00	18,382,000
ノリタケカンパニーリミテド	4,100	4,030.00	16,523,000
TOTO	24,200	4,010.00	97,042,000
日本碍子	42,700	2,085.50	89,050,850
日本特殊陶業	30,700	4,664.00	143,184,800
ダントーホールディングス	800	814.00	651,200
MARUWA	1,400	35,300.00	49,420,000
品川リフラクトリーズ	4,500	1,980.00	8,910,000
黒崎播磨	3,000	3,110.00	9,330,000
ヨータイ	2,300	1,775.00	4,082,500
東京窯業	1,300	435.00	565,500
ニッカトー	500	573.00	286,500
フジミインコーポレーテッド	9,900	3,050.00	30,195,000
クニミネ工業	400	1,153.00	461,200
エーアンドエーマテリアル	300	1,393.00	417,900
ニチアス	9,300	4,530.00	42,129,000
ニチハ	4,600	3,475.00	15,985,000
日本製鉄	169,100	3,400.00	574,940,000
神戸製鋼所	75,900	1,987.00	150,813,300
中山製鋼所	8,600	975.00	8,385,000
合同製鐵	2,100	5,420.00	11,382,000
JFEホールディングス	105,000	2,316.50	243,232,500
東京製鐵	10,600	1,614.00	17,108,400
共英製鋼	4,300	2,129.00	9,154,700
大和工業	7,100	8,121.00	57,659,100
東京鐵鋼	1,700	5,080.00	8,636,000
大阪製鐵	1,700	2,588.00	4,399,600
淀川製鋼所	4,300	5,680.00	24,424,000
中部鋼板	2,500	2,706.00	6,765,000
丸一鋼管	11,500	3,798.00	43,677,000
モリ工業	900	5,370.00	4,833,000
大同特殊鋼	23,800	1,593.50	37,925,300

日本高周波鋼業	500	455.00	227,500
日本冶金工業	2,800	4,925.00	13,790,000
山陽特殊製鋼	3,700	2,244.00	8,302,800
愛知製鋼	2,200	3,700.00	8,140,000
日本金属	300	781.00	234,300
大平洋金属	3,200	1,279.00	4,092,800
新日本電工	18,800	282.00	5,301,600
栗本鐵工所	1,800	4,820.00	8,676,000
虹技	200	1,157.00	231,400
日本鑄鉄管	100	1,410.00	141,000
三菱製鋼	2,800	1,507.00	4,219,600
日亜鋼業	1,300	310.00	403,000
日本精練	3,000	1,272.00	3,816,000
エンビプロ・ホールディングス	3,300	499.00	1,646,700
シンニッタン	1,500	232.00	348,000
新家工業	300	5,040.00	1,512,000
大紀アルミニウム工業所	4,800	1,289.00	6,187,200
日本軽金属ホールディングス	11,000	1,852.00	20,372,000
三井金属鉱業	11,000	5,089.00	55,979,000
東邦亜鉛	2,400	858.00	2,059,200
三菱マテリアル	27,000	3,036.00	81,972,000
住友金属鉱山	43,800	5,198.00	227,672,400
DOWAホールディングス	9,300	5,896.00	54,832,800
古河機械金属	5,000	1,967.00	9,835,000
エス・サイエンス	7,000	24.00	168,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	6,500	2,635.00	17,127,500
東邦チタニウム	7,800	1,193.00	9,305,400
UACJ	5,300	4,245.00	22,498,500
CKサンエツ	900	3,715.00	3,343,500
古河電気工業	12,600	3,997.00	50,362,200
住友電気工業	141,200	2,469.50	348,693,400
フジクラ	44,500	3,340.00	148,630,000
SWCC	4,200	4,765.00	20,013,000
タツタ電線	6,000	716.00	4,296,000
カナレ電気	200	1,554.00	310,800
平河ヒューテック	2,400	1,358.00	3,259,200

リョービ	4,000	2,535.00	10,140,000
アーレスティ	1,400	688.00	963,200
AREホールディングス	14,200	2,029.00	28,811,800
稲葉製作所	2,100	1,884.00	3,956,400
宮地エンジニアリンググループ	1,900	4,545.00	8,635,500
トーカロ	10,900	1,922.00	20,949,800
アルファC o	500	1,392.00	696,000
SUMCO	67,100	2,350.00	157,685,000
川田テクノロジーズ	2,700	2,682.00	7,241,400
RS Technologies	2,500	3,190.00	7,975,000
ジェイテックコーポレーション	200	1,731.00	346,200
信和	800	738.00	590,400
東洋製罐グループホールディングス	21,700	2,560.00	55,552,000
ホッカンホールディングス	1,800	1,646.00	2,962,800
コロナ	2,100	923.00	1,938,300
横河ブリッジホールディングス	5,900	2,759.00	16,278,100
駒井ハルテック	200	1,796.00	359,200
高田機工	100	3,630.00	363,000
三和ホールディングス	37,900	2,996.50	113,567,350
文化シャッター	9,900	1,769.00	17,513,100
三協立山	4,800	860.00	4,128,000
アルインコ	2,900	1,090.00	3,161,000
東洋シャッター	300	892.00	267,600
LIXIL	59,000	1,736.00	102,424,000
日本ファイルコン	800	550.00	440,000
ノーリツ	6,000	1,753.00	10,518,000
長府製作所	3,700	2,219.00	8,210,300
リンナイ	18,100	3,748.00	67,838,800
ダイニチ工業	600	676.00	405,600
日東精工	5,500	587.00	3,228,500
三洋工業	100	3,080.00	308,000
岡部	6,700	777.00	5,205,900
ジーテクト	4,800	1,930.00	9,264,000
東プレ	6,700	2,274.00	15,235,800
高周波熱錬	5,600	1,085.00	6,076,000
東京製綱	2,400	1,303.00	3,127,200

サンコール	3,800	443.00	1,683,400
モリテック スチール	1,100	235.00	258,500
パイオラックス	4,700	2,200.00	10,340,000
エイチワン	3,900	859.00	3,350,100
日本発條	33,400	1,885.50	62,975,700
中央発條	2,800	1,058.00	2,962,400
アドバネクス	200	1,071.00	214,200
立川ブラインド工業	1,700	1,360.00	2,312,000
三益半導体工業	3,100	3,750.00	11,625,000
日本ドライケミカル	300	2,660.00	798,000
日本製鋼所	10,200	4,817.00	49,133,400
三浦工業	15,400	2,868.00	44,167,200
タクマ	12,500	1,637.00	20,462,500
ツガミ	8,200	1,456.00	11,939,200
オークマ	3,200	6,852.00	21,926,400
芝浦機械	3,700	3,590.00	13,283,000
アマダ	56,000	1,806.00	101,136,000
アイダエンジニアリング	8,600	911.00	7,834,600
F U J I	17,400	2,530.50	44,030,700
牧野フライス製作所	4,100	6,680.00	27,388,000
オーエスジー	16,300	1,978.50	32,249,550
ダイジェット工業	100	833.00	83,300
旭ダイヤモンド工業	8,500	892.00	7,582,000
DMG 森精機	22,900	4,572.00	104,698,800
ソディック	9,000	714.00	6,426,000
ディスコ	17,800	61,790.00	1,099,862,000
日東工器	1,800	2,346.00	4,222,800
日進工具	3,400	966.00	3,284,400
パンチ工業	1,200	462.00	554,400
富士ダイス	2,500	793.00	1,982,500
豊和工業	700	827.00	578,900
石川製作所	300	1,647.00	494,100
リケンNPR	4,000	2,672.00	10,688,000
東洋機械金属	1,000	728.00	728,000
津田駒工業	200	398.00	79,600
エンシュウ	300	691.00	207,300

島精機製作所	5,900	1,449.00	8,549,100
オプトラン	6,100	2,189.00	13,352,900
NCホールディングス	300	1,472.00	441,600
イワキポンプ	2,500	2,281.00	5,702,500
フリュー	3,500	1,014.00	3,549,000
ヤマシンフィルタ	8,800	371.00	3,264,800
日阪製作所	4,000	1,039.00	4,156,000
やまびこ	6,000	2,112.00	12,672,000
野村マイクロ・サイエンス	5,000	4,875.00	24,375,000
平田機工	1,800	7,090.00	12,762,000
PEGASUS	4,100	519.00	2,127,900
マルマエ	1,600	2,039.00	3,262,400
タツモ	2,200	3,615.00	7,953,000
ナブテスコ	23,200	2,651.50	61,514,800
三井海洋開発	4,700	2,692.00	12,652,400
レオン自動機	4,300	1,593.00	6,849,900
SMC	11,100	81,500.00	904,650,000
ホソカワミクロン	2,600	4,380.00	11,388,000
ユニオンツール	1,600	5,420.00	8,672,000
瑞光	2,700	1,088.00	2,937,600
オイレス工業	5,000	2,195.00	10,975,000
日精エー・エス・ビー機械	1,300	5,120.00	6,656,000
サトーホールディングス	5,300	2,128.00	11,278,400
技研製作所	3,500	1,841.00	6,443,500
日本エアータック	1,700	1,171.00	1,990,700
カワタ	400	903.00	361,200
日精樹脂工業	2,700	1,030.00	2,781,000
オカダアイヨン	400	2,473.00	989,200
ワイエイシイホールディングス	1,600	2,308.00	3,692,800
小松製作所	173,200	4,646.00	804,687,200
住友重機械工業	21,900	4,239.00	92,834,100
日立建機	14,700	4,338.00	63,768,600
日工	5,500	723.00	3,976,500
巴工業	1,400	4,245.00	5,943,000
井関農機	3,500	1,013.00	3,545,500
TOWA	4,100	13,130.00	53,833,000

丸山製作所	200	2,357.00	471,400
北川鉄工所	1,500	1,389.00	2,083,500
ローツェ	1,900	30,750.00	58,425,000
タカキタ	400	464.00	185,600
クボタ	193,200	2,280.50	440,592,600
荏原実業	1,900	3,450.00	6,555,000
三菱化工機	1,300	4,160.00	5,408,000
月島ホールディングス	5,000	1,397.00	6,985,000
帝国電機製作所	2,500	2,317.00	5,792,500
東京機械製作所	300	402.00	120,600
新東工業	7,500	1,102.00	8,265,000
澁谷工業	3,500	3,755.00	13,142,500
アイチ コーポレーション	5,100	1,140.00	5,814,000
小森コーポレーション	9,100	1,256.00	11,429,600
鶴見製作所	2,800	4,100.00	11,480,000
日本ギア工業	500	549.00	274,500
酒井重工業	700	5,800.00	4,060,000
荏原製作所	15,200	12,160.00	184,832,000
石井鐵工所	100	2,796.00	279,600
西島製作所	3,200	3,335.00	10,672,000
北越工業	3,700	2,096.00	7,755,200
ダイキン工業	44,100	23,540.00	1,038,114,000
オルガノ	4,400	8,660.00	38,104,000
トーヨーカネツ	1,300	3,895.00	5,063,500
栗田工業	20,700	6,712.00	138,938,400
椿本チエイン	5,100	5,870.00	29,937,000
大同工業	500	813.00	406,500
木村化工機	2,800	697.00	1,951,600
アネスト岩田	5,700	1,327.00	7,563,900
ダイフク	62,400	2,854.50	178,120,800
サムコ	900	4,535.00	4,081,500
加藤製作所	600	1,340.00	804,000
油研工業	200	2,371.00	474,200
タダノ	21,300	1,085.00	23,110,500
フジテック	8,600	4,207.00	36,180,200
CKD	10,200	3,150.00	32,130,000

平和	10,900	2,000.00	21,800,000
理想科学工業	3,000	3,105.00	9,315,000
SANKYO	35,600	1,508.50	53,702,600
日本金銭機械	4,500	1,216.00	5,472,000
マースグループホールディングス	1,900	3,420.00	6,498,000
フクシマガリレイ	2,400	6,160.00	14,784,000
オーイズミ	500	352.00	176,000
ダイコク電機	1,800	3,670.00	6,606,000
竹内製作所	6,700	6,230.00	41,741,000
アマノ	10,500	3,779.00	39,679,500
JUKI	5,700	504.00	2,872,800
サンデン	1,800	167.00	300,600
ジャノメ	3,700	691.00	2,556,700
マックス	5,200	3,670.00	19,084,000
グローリー	8,900	2,774.00	24,688,600
新晃工業	3,700	4,260.00	15,762,000
大和冷機工業	5,700	1,454.00	8,287,800
セガサミーホールディングス	33,000	2,194.50	72,418,500
TPR	4,700	2,347.00	11,030,900
ツバキ・ナカシマ	7,400	775.00	5,735,000
ホンザキ	21,800	5,494.00	119,769,200
大豊工業	3,200	828.00	2,649,600
日本精工	68,400	757.80	51,833,520
NTN	80,200	303.00	24,300,600
ジェイテクト	32,900	1,164.00	38,295,600
不二越	2,700	3,460.00	9,342,000
日本トムソン	10,100	606.00	6,120,600
THK	21,300	3,115.00	66,349,500
ユースン精機	2,900	722.00	2,093,800
前澤給装工業	2,600	1,360.00	3,536,000
イーグル工業	4,100	1,827.00	7,490,700
前澤工業	800	1,374.00	1,099,200
日本ピラー工業	3,400	5,260.00	17,884,000
キッツ	12,400	1,111.00	13,776,400
マキタ	42,200	4,867.00	205,387,400
三井E&S	18,300	1,422.00	26,022,600

日立造船	32,600	1,110.00	36,186,000
三菱重工業	646,400	1,367.00	883,628,800
I H I	27,500	3,952.00	108,680,000
サノヤスホールディングス	1,700	186.00	316,200
スター精密	6,800	2,075.00	14,110,000
日清紡ホールディングス	27,800	1,103.50	30,677,300
イビデン	19,300	6,024.00	116,263,200
コニカミノルタ	82,500	454.90	37,529,250
ブラザー工業	49,400	2,926.00	144,544,400
ミネベアミツミ	64,300	3,271.00	210,325,300
日立製作所	177,600	15,890.00	2,822,064,000
三菱電機	411,400	2,816.50	1,158,708,100
富士電機	22,500	9,301.00	209,272,500
東洋電機製造	400	1,102.00	440,800
安川電機	40,100	6,328.00	253,752,800
シンフォニアテクノロジー	4,100	3,765.00	15,436,500
明電舎	6,900	4,025.00	27,772,500
オリジン	300	1,300.00	390,000
山洋電気	1,600	7,420.00	11,872,000
デンヨー	2,800	2,631.00	7,366,800
PHCホールディングス	6,900	1,082.00	7,465,800
KOKUSAI ELECTRIC	19,100	4,015.00	76,686,500
ソシオネクスト	26,900	4,553.00	122,475,700
東芝テック	4,700	3,100.00	14,570,000
芝浦メカトロニクス	2,100	6,990.00	14,679,000
マブチモーター	18,200	2,409.50	43,852,900
ニデック	81,600	7,903.00	644,884,800
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	2,300	382.00	878,600
トレックス・セミコンダクター	1,900	1,836.00	3,488,400
東光高岳	2,200	2,077.00	4,569,400
ダブル・スコープ	10,600	457.00	4,844,200
ダイヘン	3,500	8,830.00	30,905,000
ヤーマン	7,200	953.00	6,861,600
JVCケンウッド	29,200	828.00	24,177,600
ミマキエンジニアリング	3,500	1,690.00	5,915,000
I-P E X	2,600	2,090.00	5,434,000

大崎電気工業	8,100	604.00	4,892,400
オムロン	28,200	5,434.00	153,238,800
日東工業	5,000	3,550.00	17,750,000
I D E C	5,500	2,742.00	15,081,000
正興電機製作所	400	1,544.00	617,600
不二電機工業	200	1,117.00	223,400
ジーエス・ユアサ コーポレーション	14,400	3,104.00	44,697,600
サクサホールディングス	300	2,852.00	855,600
メルコホールディングス	1,200	3,485.00	4,182,000
テクノメディカ	900	1,799.00	1,619,100
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	1,400	699.00	978,600
日本電気	48,500	11,910.00	577,635,000
富士通	340,100	2,318.00	788,351,800
沖電気工業	16,700	1,041.00	17,384,700
岩崎通信機	600	676.00	405,600
電気興業	1,500	2,109.00	3,163,500
サンケン電気	3,400	5,638.00	19,169,200
ナカヨ	200	1,154.00	230,800
アイホン	2,000	2,956.00	5,912,000
ルネサスエレクトロニクス	230,400	3,007.00	692,812,800
セイコーエプソン	47,400	2,482.00	117,646,800
ワコム	27,000	724.00	19,548,000
アルバック	8,100	11,235.00	91,003,500
アクセル	1,700	1,283.00	2,181,100
E I Z O	2,700	4,935.00	13,324,500
ジャパンディスプレイ	159,300	16.00	2,548,800
日本信号	8,400	1,000.00	8,400,000
京三製作所	7,700	595.00	4,581,500
能美防災	5,000	2,260.00	11,300,000
ホーチキ	2,800	2,093.00	5,860,400
星和電機	500	576.00	288,000
エレコム	8,800	1,535.00	13,508,000
パナソニック ホールディングス	436,600	1,346.00	587,663,600
シャープ	62,300	951.90	59,303,370
アンリツ	26,000	1,192.50	31,005,000
富士通ゼネラル	10,500	2,210.00	23,205,000

ソニーグループ	258,900	12,555.00	3,250,489,500
TDK	58,500	7,700.00	450,450,000
帝国通信工業	1,600	1,970.00	3,152,000
タムラ製作所	14,700	660.00	9,702,000
アルプスアルパイン	33,000	1,469.50	48,493,500
池上通信機	400	760.00	304,000
日本電波工業	4,400	1,118.00	4,919,200
鈴木	2,000	1,420.00	2,840,000
メイコー	3,700	7,010.00	25,937,000
日本トリム	800	3,300.00	2,640,000
ローランド ディー. ジー.	1,800	5,340.00	9,612,000
フォスター電機	2,700	1,481.00	3,998,700
SMK	1,000	2,433.00	2,433,000
ヨコオ	3,300	2,010.00	6,633,000
ティアック	1,900	95.00	180,500
ホシデン	8,400	1,979.00	16,623,600
ヒロセ電機	5,500	17,540.00	96,470,000
日本航空電子工業	8,800	2,467.00	21,709,600
TOA	4,200	1,075.00	4,515,000
マクセル	8,200	1,645.00	13,489,000
古野電気	4,800	2,085.00	10,008,000
スミダコーポレーション	4,900	1,165.00	5,708,500
アイコム	1,400	3,070.00	4,298,000
リオン	1,500	3,120.00	4,680,000
横河電機	40,400	4,082.00	164,912,800
新電元工業	1,400	3,005.00	4,207,000
アズビル	25,200	4,303.00	108,435,600
東亜ディーケーケー	600	854.00	512,400
日本光電工業	15,700	4,612.00	72,408,400
チノー	1,500	2,585.00	3,877,500
共和電業	1,100	452.00	497,200
日本電子材料	2,200	3,685.00	8,107,000
堀場製作所	7,000	13,155.00	92,085,000
アドバンテスト	104,800	5,669.00	594,111,200
小野測器	500	680.00	340,000
エスベック	2,900	3,340.00	9,686,000

キーエンス	36,600	71,580.00	2,619,828,000
日置電機	1,700	7,220.00	12,274,000
シスメックス	94,700	2,695.50	255,263,850
日本マイクロニクス	6,600	6,040.00	39,864,000
メガチップス	2,900	4,175.00	12,107,500
OBARA GROUP	2,300	4,225.00	9,717,500
澤藤電機	100	1,229.00	122,900
原田工業	500	579.00	289,500
コーセル	3,900	1,425.00	5,557,500
イリソ電子工業	3,400	3,110.00	10,574,000
オプテックスグループ	6,700	1,774.00	11,885,800
千代田インテグレ	1,400	2,830.00	3,962,000
レーザーテック	16,800	43,610.00	732,648,000
スタンレー電気	23,400	2,844.50	66,561,300
ウシオ電機	16,200	2,079.00	33,679,800
岡谷電機産業	900	241.00	216,900
ヘリオス テクノ ホールディング	1,200	497.00	596,400
エノモト	300	1,503.00	450,900
日本セラミック	3,000	2,534.00	7,602,000
遠藤照明	500	1,620.00	810,000
古河電池	2,700	1,172.00	3,164,400
双信電機	500	479.00	239,500
山一電機	3,300	3,645.00	12,028,500
図研	3,000	3,895.00	11,685,000
日本電子	9,200	6,617.00	60,876,400
カシオ計算機	26,400	1,150.50	30,373,200
ファナック	178,500	4,605.00	821,992,500
日本シイエムケイ	8,600	577.00	4,962,200
エンプラス	1,100	7,320.00	8,052,000
大真空	5,400	694.00	3,747,600
ローム	67,700	2,047.50	138,615,750
浜松ホトニクス	29,400	4,767.00	140,149,800
三井ハイテック	3,200	7,083.00	22,665,600
新光電気工業	12,800	5,589.00	71,539,200
京セラ	227,400	1,838.50	418,074,900
太陽誘電	17,800	3,282.00	58,419,600

村田製作所	332,900	2,986.50	994,205,850
双葉電子工業	7,000	517.00	3,619,000
北陸電気工業	500	1,404.00	702,000
ニチコン	9,600	1,208.00	11,596,800
日本ケミコン	3,900	1,562.00	6,091,800
KOA	5,500	1,514.00	8,327,000
市光工業	6,600	557.00	3,676,200
小糸製作所	37,900	2,149.00	81,447,100
ミツバ	6,900	1,057.00	7,293,300
SCREENホールディングス	12,500	15,445.00	193,062,500
キャノン電子	4,000	2,251.00	9,004,000
キャノン	182,500	4,487.00	818,877,500
リコー	91,800	1,324.00	121,543,200
象印マホービン	9,900	1,480.00	14,652,000
MUTOHホールディングス	200	2,540.00	508,000
東京エレクトロン	77,500	35,630.00	2,761,325,000
イノテック	2,400	1,736.00	4,166,400
トヨタ紡織	15,400	2,262.50	34,842,500
芦森工業	200	2,464.00	492,800
ユニプレス	6,600	1,485.00	9,801,000
豊田自動織機	31,200	14,780.00	461,136,000
モリタホールディングス	6,400	1,767.00	11,308,800
三櫻工業	5,600	1,014.00	5,678,400
デンソー	301,900	2,538.50	766,373,150
東海理化電機製作所	10,300	2,174.00	22,392,200
川崎重工業	29,900	6,105.00	182,539,500
名村造船所	10,200	1,992.00	20,318,400
日本車輛製造	1,200	2,281.00	2,737,200
三菱ロジスネクスト	5,800	1,610.00	9,338,000
近畿車輛	200	1,938.00	387,600
日産自動車	493,900	559.20	276,188,880
いすゞ自動車	106,400	2,057.00	218,864,800
トヨタ自動車	2,009,400	3,450.00	6,932,430,000
日野自動車	55,000	444.10	24,425,500
三菱自動車工業	142,800	430.00	61,404,000
エフテック	800	654.00	523,200

レシップホールディングス	500	570.00	285,000	
GMB	200	1,342.00	268,400	
ファルテック	200	561.00	112,200	
武蔵精密工業	8,900	1,726.00	15,361,400	
日産車体	3,700	933.00	3,452,100	
新明和工業	10,500	1,364.00	14,322,000	
極東開発工業	6,000	2,484.00	14,904,000	
トピー工業	3,000	2,444.00	7,332,000	
ティラド	800	3,615.00	2,892,000	
曙ブレーキ工業	22,300	139.00	3,099,700	
タチエス	6,800	1,988.00	13,518,400	
NOK	14,200	2,124.50	30,167,900	
フタバ産業	9,800	905.00	8,869,000	
カヤバ	3,500	5,280.00	18,480,000	
大同メタル工業	7,200	589.00	4,240,800	
プレス工業	14,600	680.00	9,928,000	
ミクニ	1,500	404.00	606,000	
太平洋工業	8,400	1,543.00	12,961,200	
河西工業	1,900	205.00	389,500	
アイシン	28,200	5,729.00	161,557,800	
マツダ	121,000	1,588.50	192,208,500	
今仙電機製作所	800	629.00	503,200	
本田技研工業	867,100	1,745.00	1,513,089,500	
スズキ	268,900	1,888.00	507,683,200	
SUBARU	113,500	3,369.00	382,381,500	
安永	500	615.00	307,500	
ヤマハ発動機	158,200	1,515.00	239,673,000	
TBK	1,300	305.00	396,500	
エクセディ	6,000	2,863.00	17,178,000	
豊田合成	10,500	3,003.00	31,531,500	
愛三工業	6,100	1,428.00	8,710,800	
盟和産業	200	1,010.00	202,000	
日本プラスト	1,000	442.00	442,000	
ヨロズ	3,400	1,080.00	3,672,000	
エフ・シー・シー	6,500	2,210.00	14,365,000	
シマノ	14,800	25,650.00	379,620,000	

テイ・エス テック	13,000	1,861.00	24,193,000
ジャムコ	2,000	1,447.00	2,894,000
テルモ	204,000	2,699.50	550,698,000
クリエートメディック	400	976.00	390,400
日機装	8,500	1,247.00	10,599,500
日本エム・ディ・エム	2,900	633.00	1,835,700
島津製作所	48,600	4,288.00	208,396,800
JMS	3,400	531.00	1,805,400
クボテック	400	215.00	86,000
長野計器	2,700	3,035.00	8,194,500
ブイ・テクノロジー	1,900	3,105.00	5,899,500
東京計器	2,800	3,165.00	8,862,000
愛知時計電機	1,600	2,148.00	3,436,800
インターアクション	2,200	1,507.00	3,315,400
オーバル	1,100	457.00	502,700
東京精密	7,500	11,225.00	84,187,500
マニー	14,600	1,856.50	27,104,900
ニコン	52,900	1,620.00	85,698,000
トプコン	17,800	1,746.50	31,087,700
オリンパス	216,200	2,528.50	546,661,700
理研計器	5,200	3,890.00	20,228,000
タムロン	2,200	8,460.00	18,612,000
HOYA	72,000	18,225.00	1,312,200,000
シード	700	570.00	399,000
ノーリツ鋼機	3,500	4,115.00	14,402,500
A&Dホロンホールディングス	5,300	3,055.00	16,191,500
朝日インテック	44,600	2,211.00	98,610,600
シチズン時計	33,700	1,015.00	34,205,500
リズム	300	3,870.00	1,161,000
大研医器	1,000	549.00	549,000
メニコン	12,600	1,327.00	16,720,200
シンシア	100	462.00	46,200
松風	1,700	3,485.00	5,924,500
セイコーグループ	5,100	4,460.00	22,746,000
ニプロ	30,500	1,186.50	36,188,250
KYORITSU	1,700	166.00	282,200

中本パックス	400	1,647.00	658,800
スノーピーク	1,400	1,245.00	1,743,000
パラマウントベッドホールディングス	7,600	2,625.00	19,950,000
トランザクション	2,400	1,857.00	4,456,800
粧美堂	300	559.00	167,700
ニホンフラッシュ	3,400	905.00	3,077,000
前田工織	3,200	3,155.00	10,096,000
永大産業	1,400	241.00	337,400
アートネイチャー	3,300	806.00	2,659,800
フルヤ金属	1,200	13,180.00	15,816,000
バンダイナムコホールディングス	100,300	3,000.00	300,900,000
アイフイスジャパン	300	584.00	175,200
SHOEI	10,300	2,046.00	21,073,800
フランスベッドホールディングス	4,700	1,159.00	5,447,300
パイロットコーポレーション	5,200	4,332.00	22,526,400
萩原工業	2,400	1,527.00	3,664,800
フジシールインターナショナル	7,400	2,316.00	17,138,400
タカラトミー	16,700	2,819.00	47,077,300
広済堂ホールディングス	10,600	586.00	6,211,600
エステールホールディングス	300	645.00	193,500
タカノ	500	965.00	482,500
プロネクサス	3,800	1,259.00	4,784,200
ホクシン	900	116.00	104,400
ウッドワン	400	945.00	378,000
TOPPANホールディングス	45,000	3,979.00	179,055,000
大日本印刷	37,900	4,766.00	180,631,400
共同印刷	1,000	3,510.00	3,510,000
NISSHA	6,300	1,875.00	11,812,500
光村印刷	100	1,568.00	156,800
TAKARA & COMPANY	2,200	2,643.00	5,814,600
アシックス	31,200	8,562.00	267,134,400
ツツミ	900	2,207.00	1,986,300
ローランド	2,700	4,030.00	10,881,000
小松ウオール工業	1,500	3,265.00	4,897,500
ヤマハ	23,100	3,353.00	77,454,300
河合楽器製作所	1,100	3,255.00	3,580,500

クリナップ	3,600	706.00	2,541,600
ビジョン	23,300	1,510.50	35,194,650
キングジム	3,200	896.00	2,867,200
リンテック	7,300	3,240.00	23,652,000
イトーキ	7,000	1,596.00	11,172,000
任天堂	231,000	8,287.00	1,914,297,000
三菱鉛筆	5,200	2,304.00	11,980,800
タカラスタANDARD	7,500	1,705.00	12,787,500
コクヨ	15,000	2,639.00	39,585,000
ナカバヤシ	3,900	528.00	2,059,200
グローブライト	3,300	1,992.00	6,573,600
オカムラ	11,000	2,248.00	24,728,000
美津濃	3,600	7,920.00	28,512,000
東京電力ホールディングス	329,900	971.00	320,332,900
中部電力	134,900	2,089.00	281,806,100
関西電力	141,300	2,727.50	385,395,750
中国電力	63,600	1,072.50	68,211,000
北陸電力	37,400	1,120.50	41,906,700
東北電力	96,300	1,394.00	134,242,200
四国電力	34,100	1,466.00	49,990,600
九州電力	84,400	1,839.00	155,211,600
北海道電力	35,400	1,568.50	55,524,900
沖縄電力	9,300	1,136.00	10,564,800
電源開発	30,100	2,606.50	78,455,650
エフオン	2,700	419.00	1,131,300
イーレックス	6,500	712.00	4,628,000
レノバ	9,800	1,045.00	10,241,000
東京瓦斯	71,200	3,441.00	244,999,200
大阪瓦斯	72,900	3,424.00	249,609,600
東邦瓦斯	15,800	3,765.00	59,487,000
北海道瓦斯	2,200	3,465.00	7,623,000
広島ガス	7,700	379.00	2,918,300
西部ガスホールディングス	3,800	1,919.00	7,292,200
静岡ガス	7,300	952.00	6,949,600
メタウォーター	4,400	1,956.00	8,606,400
SBSホールディングス	3,300	2,569.00	8,477,700

東武鉄道	40,200	2,760.00	110,952,000
相鉄ホールディングス	13,100	2,468.00	32,330,800
東急	102,600	1,806.00	185,295,600
京浜急行電鉄	45,300	1,172.50	53,114,250
小田急電鉄	60,500	1,663.00	100,611,500
京王電鉄	17,600	3,765.00	66,264,000
京成電鉄	23,600	5,865.00	138,414,000
富士急行	4,500	3,070.00	13,815,000
東日本旅客鉄道	201,700	2,878.00	580,492,600
西日本旅客鉄道	86,800	3,238.00	281,058,400
東海旅客鉄道	141,000	3,558.00	501,678,000
西武ホールディングス	44,300	2,357.50	104,437,250
鴻池運輸	6,200	2,249.00	13,943,800
西日本鉄道	9,800	2,471.50	24,220,700
ハマキョウレックス	3,100	3,995.00	12,384,500
サカイ引越センター	4,100	2,355.00	9,655,500
近鉄グループホールディングス	36,500	3,447.00	125,815,500
阪急阪神ホールディングス	48,700	4,108.00	200,059,600
南海電気鉄道	16,300	2,675.50	43,610,650
京阪ホールディングス	20,100	3,017.00	60,641,700
神戸電鉄	1,000	2,790.00	2,790,000
名古屋鉄道	37,700	2,034.00	76,681,800
山陽電気鉄道	2,800	2,090.00	5,852,000
アルプス物流	2,700	5,660.00	15,282,000
ヤマトホールディングス	44,400	1,738.50	77,189,400
山九	9,300	5,565.00	51,754,500
丸運	700	321.00	224,700
丸全昭和運輸	2,300	4,840.00	11,132,000
センコーグループホールディングス	19,300	1,152.00	22,233,600
トナミホールディングス	800	4,910.00	3,928,000
ニッコンホールディングス	11,300	2,927.00	33,075,100
日本石油輸送	100	2,888.00	288,800
福山通運	4,200	3,725.00	15,645,000
セイノーホールディングス	20,500	2,058.50	42,199,250
エスライングループ本社	300	1,533.00	459,900
神奈川中央交通	1,000	3,010.00	3,010,000

AZ-COM丸和ホールディングス	9,300	1,170.00	10,881,000
C&Fロジホールディングス	3,500	5,430.00	19,005,000
九州旅客鉄道	25,800	3,434.00	88,597,200
SGホールディングス	61,300	1,548.50	94,923,050
NIPPON EXPRESSホールディングス	12,400	7,639.00	94,723,600
日本郵船	104,700	5,059.00	529,677,300
商船三井	79,300	5,184.00	411,091,200
川崎汽船	88,000	2,418.00	212,784,000
NSユニテッド海運	2,000	5,040.00	10,080,000
明海グループ	1,300	747.00	971,100
飯野海運	13,400	1,347.00	18,049,800
共栄タンカー	200	1,167.00	233,400
乾汽船	4,300	1,090.00	4,687,000
日本航空	89,700	2,668.00	239,319,600
ANAホールディングス	99,400	3,064.00	304,561,600
パスコ	200	1,856.00	371,200
トランコム	1,100	6,150.00	6,765,000
日新	2,800	4,345.00	12,166,000
三菱倉庫	9,000	5,165.00	46,485,000
三井倉庫ホールディングス	3,400	4,235.00	14,399,000
住友倉庫	9,800	2,537.00	24,862,600
澁澤倉庫	1,700	3,060.00	5,202,000
東陽倉庫	300	1,495.00	448,500
日本トランスシティ	7,400	852.00	6,304,800
ケイヒン	200	2,054.00	410,800
中央倉庫	2,000	1,167.00	2,334,000
川西倉庫	200	1,141.00	228,200
安田倉庫	2,500	1,461.00	3,652,500
ファイズホールディングス	200	987.00	197,400
東洋埠頭	300	1,358.00	407,400
上組	16,900	3,145.00	53,150,500
サンリツ	300	870.00	261,000
キムラユニティー	600	1,752.00	1,051,200
キューソー流通システム	1,900	1,194.00	2,268,600
東海運	700	291.00	203,700

エーアイテイー	2,300	1,773.00	4,077,900
内外トランスライン	1,500	2,556.00	3,834,000
日本コンセプト	1,300	1,844.00	2,397,200
NEC ネットズエスアイ	14,300	2,216.00	31,688,800
クロスキャット	2,300	1,307.00	3,006,100
システナ	55,500	278.00	15,429,000
デジタルアーツ	2,300	3,740.00	8,602,000
日鉄ソリューションズ	6,300	5,000.00	31,500,000
キューブシステム	1,900	1,091.00	2,072,900
コア	1,600	1,888.00	3,020,800
手間いらず	600	3,080.00	1,848,000
ラクーンホールディングス	2,700	678.00	1,830,600
ソリトンシステムズ	1,900	1,166.00	2,215,400
ソフトクリエイティブホールディングス	3,000	1,946.00	5,838,000
T I S	38,800	2,883.00	111,860,400
テクミラホールディングス	600	393.00	235,800
グリー	12,300	508.00	6,248,400
GMOペパボ	400	1,405.00	562,000
コーエーテクモホールディングス	23,000	1,261.00	29,003,000
三菱総合研究所	1,800	4,695.00	8,451,000
ボルテージ	300	250.00	75,000
電算	100	1,486.00	148,600
A G S	500	955.00	477,500
ファインデックス	2,900	944.00	2,737,600
ブレインパッド	3,100	1,152.00	3,571,200
K L a b	6,700	233.00	1,561,100
ポールトゥウィンホールディングス	6,300	451.00	2,841,300
ネクソン	80,500	2,466.00	198,513,000
アイスタイル	12,300	444.00	5,461,200
エムアップホールディングス	4,500	1,232.00	5,544,000
エイチーム	2,400	650.00	1,560,000
エニグモ	4,700	330.00	1,551,000
テクノスジャパン	1,100	624.00	686,400
e n i s h	1,200	247.00	296,400
コロプラ	12,500	602.00	7,525,000
オルトプラス	1,100	131.00	144,100

ブロードリーフ	17,400	509.00	8,856,600
クロス・マーケティンググループ	600	538.00	322,800
デジタルハーツホールディングス	2,300	920.00	2,116,000
メディアドゥ	1,700	1,395.00	2,371,500
じげん	10,700	606.00	6,484,200
ブイキューブ	4,400	246.00	1,082,400
エンカレッジ・テクノロジー	300	610.00	183,000
サイバーリンクス	500	726.00	363,000
ディー・エル・イー	800	159.00	127,200
フィックスターズ	3,700	1,832.00	6,778,400
CARTA HOLDINGS	1,700	1,566.00	2,662,200
オブティム	3,800	717.00	2,724,600
セレス	1,500	1,967.00	2,950,500
SHIFT	2,400	16,695.00	40,068,000
ティーガイア	3,800	1,940.00	7,372,000
セック	500	4,310.00	2,155,000
テクマトリックス	6,700	1,784.00	11,952,800
プロシップ	1,800	1,402.00	2,523,600
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	9,600	2,567.00	24,643,200
GMOペイメントゲートウェイ	8,400	7,168.00	60,211,200
ザッパラス	300	422.00	126,600
システムリサーチ	2,500	1,555.00	3,887,500
インターネットイニシアティブ	17,500	2,296.00	40,180,000
さくらインターネット	4,100	5,390.00	22,099,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	1,100	2,835.00	3,118,500
SRAホールディングス	1,900	4,055.00	7,704,500
システムインテグレータ	400	368.00	147,200
朝日ネット	3,900	647.00	2,523,300
eBASE	5,200	682.00	3,546,400
アバントグループ	4,600	1,321.00	6,076,600
アドソル日進	1,500	1,619.00	2,428,500
ODKソリューションズ	200	591.00	118,200
フリービット	1,600	1,431.00	2,289,600
コムチュア	5,300	1,862.00	9,868,600
アステリア	2,900	542.00	1,571,800
アイル	2,100	2,673.00	5,613,300

マークラインズ	2,000	3,110.00	6,220,000
メディカル・データ・ビジョン	4,400	474.00	2,085,600
g u m i	6,000	365.00	2,190,000
ショーケース	300	293.00	87,900
モバイルファクトリー	300	676.00	202,800
テラスカイ	1,600	1,975.00	3,160,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	1,900	1,681.00	3,193,900
P C I ホールディングス	500	931.00	465,500
アイビーシー	200	478.00	95,600
ネオジャパン	1,200	1,353.00	1,623,600
P R T I M E S	700	1,798.00	1,258,600
ラクス	17,400	1,750.00	30,450,000
ランドコンピュータ	600	840.00	504,000
ダブルスタンダード	1,100	1,730.00	1,903,000
オープンドア	2,100	633.00	1,329,300
マイネット	400	332.00	132,800
アカツキ	1,800	2,042.00	3,675,600
ベネフィットジャパン	100	1,168.00	116,800
U b i c o m ホールディングス	1,100	1,143.00	1,257,300
カナミックネットワーク	4,600	500.00	2,300,000
ノムラシステムコーポレーション	1,200	134.00	160,800
チェンジホールディングス	8,000	1,215.00	9,720,000
シンクロ・フード	800	552.00	441,600
オークネット	1,400	2,380.00	3,332,000
キャピタル・アセット・プランニング	200	791.00	158,200
セグエグループ	1,100	580.00	638,000
エイトレッド	200	1,517.00	303,400
マクロミル	7,200	895.00	6,444,000
ビーグリー	300	1,083.00	324,900
オロ	1,300	2,835.00	3,685,500
ユーザーローカル	1,500	2,023.00	3,034,500
テモナ	300	219.00	65,700
ニーズウェル	700	790.00	553,000
マネーフォワード	8,200	5,426.00	44,493,200
サインポスト	500	637.00	318,500
S u n A s t e r i s k	2,600	868.00	2,256,800

プラスアルファ・コンサルティング	4,600	1,928.00	8,868,800
電算システムホールディングス	1,600	2,510.00	4,016,000
A p p i e r G r o u p	12,600	1,272.00	16,027,200
ビジョナル	4,300	7,590.00	32,637,000
ソルクシーズ	1,000	317.00	317,000
フェイス	300	434.00	130,200
プロトコーポレーション	4,000	1,340.00	5,360,000
ハイマックス	1,100	1,344.00	1,478,400
野村総合研究所	79,500	4,202.00	334,059,000
CEホールディングス	600	539.00	323,400
日本システム技術	3,100	1,616.00	5,009,600
インテージホールディングス	4,100	1,403.00	5,752,300
東邦システムサイエンス	1,500	1,378.00	2,067,000
ソースネクスト	16,700	196.00	3,273,200
インフォコム	4,700	4,480.00	21,056,000
シンプレクス・ホールディングス	5,600	2,705.00	15,148,000
HEROZ	1,400	1,298.00	1,817,200
ラクスル	8,900	862.00	7,671,800
メルカリ	17,900	1,868.00	33,437,200
I P S	1,100	2,286.00	2,514,600
F I G	1,400	341.00	477,400
システムサポート	1,400	1,878.00	2,629,200
イーソル	2,600	936.00	2,433,600
東海ソフト	200	1,357.00	271,400
ウイングアーク1st	3,800	2,819.00	10,712,200
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	1,200	947.00	1,136,400
サーバーワークス	800	3,045.00	2,436,000
東名	100	2,323.00	232,300
ヴィッツ	100	813.00	81,300
トビラシステムズ	300	784.00	235,200
S a n s a n	12,000	1,615.00	19,380,000
L i n k - U グループ	200	631.00	126,200
ギフトイ	3,200	1,074.00	3,436,800
メドレー	4,900	3,230.00	15,827,000
ベース	1,300	2,981.00	3,875,300

JMDC	6,300	2,750.00	17,325,000
フォーカスシステムズ	2,500	1,094.00	2,735,000
クレスコ	3,000	2,367.00	7,101,000
フジ・メディア・ホールディングス	35,300	1,684.00	59,445,200
オービック	12,300	20,505.00	252,211,500
ジャストシステム	5,300	2,602.00	13,790,600
TDCソフト	6,900	1,124.00	7,755,600
LINEヤフー	522,600	371.10	193,936,860
トレンドマイクロ	17,400	7,191.00	125,123,400
IDホールディングス	2,500	1,415.00	3,537,500
日本オラクル	7,000	12,035.00	84,245,000
アルファシステムズ	1,000	2,751.00	2,751,000
フューチャー	7,800	1,494.00	11,653,200
CAC Holdings	2,000	1,892.00	3,784,000
SBテクノロジー	1,400	2,945.00	4,123,000
トーセ	400	691.00	276,400
オービックビジネスコンサルタント	5,200	6,659.00	34,626,800
アイティフォー	4,700	1,320.00	6,204,000
東計電算	1,000	3,580.00	3,580,000
エクスネット	200	1,501.00	300,200
大塚商会	36,400	2,978.00	108,399,200
サイボウズ	5,100	1,544.00	7,874,400
電通総研	4,500	5,280.00	23,760,000
ACCESS	3,800	1,455.00	5,529,000
デジタルガレージ	5,900	2,428.00	14,325,200
EMシステムズ	6,100	634.00	3,867,400
ウェザーニューズ	1,100	4,665.00	5,131,500
C I J	9,100	450.00	4,095,000
ビジネスエンジニアリング	800	3,480.00	2,784,000
日本エンタープライズ	1,200	135.00	162,000
WOWOW	2,800	1,041.00	2,914,800
スカラ	3,400	714.00	2,427,600
インテリジェント ウェイブ	600	1,068.00	640,800
ANYCOLOR	5,200	2,167.00	11,268,400
IMAGICA GROUP	3,700	525.00	1,942,500
ネットワンシステムズ	14,300	2,917.00	41,713,100

システムソフト	12,700	65.00	825,500	
アルゴグラフィックス	3,400	4,005.00	13,617,000	
マーベラス	6,000	605.00	3,630,000	
エイベックス	6,200	1,211.00	7,508,200	
B I P R O G Y	12,000	4,179.00	50,148,000	
都築電気	1,900	2,263.00	4,299,700	
T B S ホールディングス	18,500	3,451.00	63,843,500	
日本テレビホールディングス	32,500	2,050.00	66,625,000	
朝日放送グループホールディングス	3,400	655.00	2,227,000	
テレビ朝日ホールディングス	8,900	1,920.00	17,088,000	
スカパー J S A T ホールディングス	28,500	879.00	25,051,500	
テレビ東京ホールディングス	2,600	3,035.00	7,891,000	
日本BS放送	400	890.00	356,000	
ビジョン	5,500	1,233.00	6,781,500	
スマートバリュー	400	405.00	162,000	
U-NEXT HOLDINGS	4,100	4,460.00	18,286,000	
ワイヤレスゲート	500	235.00	117,500	
日本通信	36,100	184.00	6,642,400	
クロップス	200	1,073.00	214,600	
日本電信電話	10,917,500	155.80	1,700,946,500	
K D D I	283,600	4,346.00	1,232,525,600	
ソフトバンク	585,800	1,900.00	1,113,020,000	
光通信	3,700	24,475.00	90,557,500	
エムティーアイ	2,500	838.00	2,095,000	
GMOインターネットグループ	13,400	2,481.50	33,252,100	
ファイバーゲート	2,000	1,236.00	2,472,000	
アイドママーケティングコミュニケーション	300	229.00	68,700	
KADOKAWA	19,400	3,111.00	60,353,400	
学研ホールディングス	6,700	980.00	6,566,000	
ゼンリン	6,300	858.00	5,405,400	
昭文社ホールディングス	500	355.00	177,500	
インプレスホールディングス	1,200	160.00	192,000	
アイネット	2,200	2,262.00	4,976,400	
松竹	1,900	9,360.00	17,784,000	
東宝	20,400	4,921.00	100,388,400	
東映	6,100	3,510.00	21,411,000	

NTTデータグループ	96,000	2,418.00	232,128,000
ピー・シー・エー	2,100	1,977.00	4,151,700
ビジネスブレイン太田昭和	1,400	2,113.00	2,958,200
D T S	7,700	4,280.00	32,956,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,800	4,728.00	79,430,400
シーイーシー	4,600	1,769.00	8,137,400
カプコン	65,600	2,716.50	178,202,400
アイ・エス・ビー	1,900	1,404.00	2,667,600
ジャステック	2,000	1,935.00	3,870,000
S C S K	25,700	3,011.00	77,382,700
N S W	1,600	3,065.00	4,904,000
アイネス	2,900	1,638.00	4,750,200
T K C	6,500	3,365.00	21,872,500
富士ソフト	7,400	6,550.00	48,470,000
N S D	12,900	2,837.00	36,597,300
コナミグループ	13,700	10,460.00	143,302,000
福井コンピュータホールディングス	2,300	2,223.00	5,112,900
J B C Cホールディングス	2,400	3,090.00	7,416,000
ミロク情報サービス	3,300	1,829.00	6,035,700
ソフトバンクグループ	181,100	8,609.00	1,559,089,900
リョーサン菱洋ホールディングス	7,300	3,190.00	23,287,000
高千穂交易	1,400	3,655.00	5,117,000
オルバヘルスケアホールディングス	200	2,198.00	439,600
伊藤忠食品	900	7,130.00	6,417,000
エレマテック	3,500	2,001.00	7,003,500
あらた	5,900	3,320.00	19,588,000
トーマンデバイス	600	7,400.00	4,440,000
東京エレクトロン デバイス	3,900	4,690.00	18,291,000
円谷フィールズホールディングス	6,600	1,513.00	9,985,800
双日	43,100	4,132.00	178,089,200
アルフレッサ ホールディングス	38,900	2,140.00	83,246,000
横浜冷凍	9,700	1,012.00	9,816,400
神栄	200	1,926.00	385,200
ラサ商事	1,800	1,796.00	3,232,800
アルコニックス	5,100	1,431.00	7,298,100
神戸物産	30,000	3,428.00	102,840,000

ハイパー	300	304.00	91,200
あい ホールディングス	6,200	2,482.00	15,388,400
ディーブイエックス	400	1,003.00	401,200
ダイワボウホールディングス	17,100	2,739.00	46,836,900
マクニカホールディングス	9,200	6,658.00	61,253,600
ラクト・ジャパン	1,500	2,699.00	4,048,500
グリムス	1,600	1,999.00	3,198,400
バイタルケーエスケー・ホールディングス	5,900	1,272.00	7,504,800
八洲電機	3,100	1,466.00	4,544,600
メディアスホールディングス	2,300	856.00	1,968,800
レスター	3,300	2,979.00	9,830,700
ジオリーブグループ	300	1,205.00	361,500
大光	700	633.00	443,100
OCHIホールディングス	300	1,470.00	441,000
TOKAIホールディングス	21,000	967.00	20,307,000
黒谷	400	713.00	285,200
C o m i n i x	300	854.00	256,200
三洋貿易	4,000	1,619.00	6,476,000
ビューティガレージ	1,200	2,051.00	2,461,200
ウイン・パートナーズ	2,500	1,160.00	2,900,000
ミタチ産業	400	1,165.00	466,000
シップヘルスケアホールディングス	13,900	2,248.00	31,247,200
明治電機工業	1,400	1,658.00	2,321,200
デリカフーズホールディングス	600	573.00	343,800
スターティアホールディングス	300	2,020.00	606,000
コメダホールディングス	9,500	2,659.00	25,260,500
ピーバンドットコム	200	376.00	75,200
アセンテック	1,500	575.00	862,500
富士興産	400	1,664.00	665,600
協栄産業	100	2,801.00	280,100
フルサト・マルカホールディングス	3,400	2,139.00	7,272,600
ヤマエグループホールディングス	3,400	2,366.00	8,044,400
小野建	3,900	1,622.00	6,325,800
南陽	500	1,121.00	560,500
佐島電機	2,400	2,214.00	5,313,600
エコートレーディング	200	1,254.00	250,800

伯東	2,200	5,150.00	11,330,000
コンドーテック	3,000	1,283.00	3,849,000
中山福	700	365.00	255,500
ナガイレーベン	4,900	2,328.00	11,407,200
三菱食品	3,600	5,180.00	18,648,000
松田産業	2,900	2,783.00	8,070,700
第一興商	15,000	1,646.50	24,697,500
メディカルホールディングス	39,400	2,234.00	88,019,600
S P K	1,700	2,049.00	3,483,300
萩原電気ホールディングス	1,700	4,050.00	6,885,000
アズワン	12,000	2,426.00	29,112,000
スズデン	1,400	1,852.00	2,592,800
尾家産業	300	2,007.00	602,100
シモジマ	2,600	1,294.00	3,364,400
ドウシシャ	3,600	2,190.00	7,884,000
小津産業	300	1,799.00	539,700
高速	2,300	2,135.00	4,910,500
たけびし	1,500	2,102.00	3,153,000
リックス	900	3,145.00	2,830,500
丸文	3,500	1,236.00	4,326,000
ハピネット	3,300	3,380.00	11,154,000
橋本総業ホールディングス	1,500	1,279.00	1,918,500
日本ライフライン	10,400	1,122.00	11,668,800
タカショー	3,400	504.00	1,713,600
I D O M	10,200	1,308.00	13,341,600
進和	2,400	2,747.00	6,592,800
エスケイジャパン	300	859.00	257,700
ダイترون	1,500	3,155.00	4,732,500
シークス	5,500	1,340.00	7,370,000
田中商事	400	788.00	315,200
オーハシテクニカ	2,000	1,687.00	3,374,000
白銅	1,100	2,910.00	3,201,000
ダイコー通産	100	1,370.00	137,000
伊藤忠商事	260,300	7,384.00	1,922,055,200
丸紅	321,200	3,096.00	994,435,200
高島	900	1,070.00	963,000

長瀬産業	17,700	3,117.00	55,170,900
蝶理	2,400	3,595.00	8,628,000
豊田通商	33,900	9,589.00	325,067,100
三共生興	5,400	739.00	3,990,600
兼松	16,200	2,669.00	43,237,800
ツカモトコーポレーション	200	1,179.00	235,800
三井物産	290,000	8,143.00	2,361,470,000
日本紙パルプ商事	1,900	5,920.00	11,248,000
カメイ	4,100	2,091.00	8,573,100
東都水産	100	6,330.00	633,000
OUGホールディングス	200	2,680.00	536,000
スターゼン	2,700	2,783.00	7,514,100
山善	11,700	1,397.00	16,344,900
椿本興業	2,400	2,189.00	5,253,600
住友商事	234,300	4,114.00	963,910,200
内田洋行	1,600	6,970.00	11,152,000
三菱商事	743,500	3,380.00	2,513,030,000
第一実業	3,600	2,350.00	8,460,000
キャノンマーケティングジャパン	9,000	4,449.00	40,041,000
西華産業	1,500	3,820.00	5,730,000
佐藤商事	2,700	1,647.00	4,446,900
東京産業	3,500	631.00	2,208,500
ユアサ商事	3,000	5,640.00	16,920,000
神鋼商事	1,000	7,020.00	7,020,000
トルク	900	240.00	216,000
阪和興業	7,000	6,580.00	46,060,000
正栄食品工業	2,600	4,460.00	11,596,000
カナデン	2,900	1,587.00	4,602,300
RYODEN	3,100	2,550.00	7,905,000
岩谷産業	8,800	9,120.00	80,256,000
ナイス	400	1,876.00	750,400
ニチモウ	400	2,064.00	825,600
極東貿易	2,300	1,722.00	3,960,600
アステナホールディングス	7,300	487.00	3,555,100
三愛オブリ	9,000	2,045.00	18,405,000
稲畑産業	7,700	3,365.00	25,910,500

G S I クレオス	2,100	2,186.00	4,590,600
明和産業	4,600	720.00	3,312,000
クワザワホールディングス	500	883.00	441,500
ワキタ	6,400	1,586.00	10,150,400
東邦ホールディングス	10,500	3,811.00	40,015,500
サンゲツ	8,900	3,020.00	26,878,000
ミツウロコグループホールディングス	4,900	1,247.00	6,110,300
シナネンホールディングス	1,100	4,640.00	5,104,000
伊藤忠エネクス	9,600	1,542.00	14,803,200
サンリオ	31,400	2,508.50	78,766,900
サンワテクノス	2,000	2,280.00	4,560,000
新光商事	5,200	960.00	4,992,000
トーヨー	1,500	3,150.00	4,725,000
三信電気	1,600	2,135.00	3,416,000
東陽テクニカ	3,600	1,530.00	5,508,000
モスフードサービス	5,700	3,510.00	20,007,000
加賀電子	3,500	6,130.00	21,455,000
ソーダニッカ	3,700	1,041.00	3,851,700
立花エレテック	2,600	2,965.00	7,709,000
フォーバル	1,500	1,345.00	2,017,500
PAL TAC	5,200	4,200.00	21,840,000
三谷産業	6,800	357.00	2,427,600
太平洋興発	500	787.00	393,500
西本W i s m e t t a cホールディングス	1,000	4,200.00	4,200,000
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,636.00	263,600
コーア商事ホールディングス	2,700	885.00	2,389,500
K P Pグループホールディングス	10,000	845.00	8,450,000
ヤマタネ	1,700	2,815.00	4,785,500
丸紅建材リース	100	3,210.00	321,000
泉州電業	2,400	5,920.00	14,208,000
トラスコ中山	8,100	2,506.00	20,298,600
オートバックスセブン	13,500	1,521.50	20,540,250
モリト	2,800	1,504.00	4,211,200
加藤産業	4,800	4,160.00	19,968,000
北恵	300	859.00	257,700
イエローハット	6,100	2,020.00	12,322,000

J Kホールディングス	3,000	1,035.00	3,105,000
日伝	2,500	3,195.00	7,987,500
北沢産業	800	351.00	280,800
杉本商事	1,900	2,420.00	4,598,000
因幡電機産業	10,000	3,720.00	37,200,000
東テク	3,900	2,714.00	10,584,600
ミスミグループ本社	58,500	2,693.50	157,569,750
アルテック	700	284.00	198,800
タキヒヨー	300	1,161.00	348,300
蔵王産業	200	2,535.00	507,000
スズケン	13,800	4,599.00	63,466,200
ジェコス	2,300	1,000.00	2,300,000
ローソン	8,200	10,360.00	84,952,000
サンエー	3,000	4,705.00	14,115,000
カワチ薬品	3,000	2,842.00	8,526,000
エービーシー・マート	16,900	3,037.00	51,325,300
ハードオフコーポレーション	1,500	2,056.00	3,084,000
アスクル	9,300	2,246.00	20,887,800
ゲオホールディングス	4,300	1,737.00	7,469,100
アダストリア	4,700	3,690.00	17,343,000
ジーフット	1,000	284.00	284,000
シー・ヴィ・エス・ペリエリア	200	627.00	125,400
くら寿司	4,500	4,880.00	21,960,000
キャンドウ	1,400	2,910.00	4,074,000
I Kホールディングス	400	432.00	172,800
パルグループホールディングス	7,600	1,842.00	13,999,200
エディオン	15,300	1,538.00	23,531,400
サーラコーポレーション	8,100	815.00	6,601,500
ワッツ	600	664.00	398,400
ハローズ	1,800	4,245.00	7,641,000
フジオフードグループ本社	4,400	1,459.00	6,419,600
あみやき亭	900	6,160.00	5,544,000
ひらまつ	3,000	207.00	621,000
大黒天物産	1,200	7,950.00	9,540,000
ハニーズホールディングス	3,400	1,686.00	5,732,400
ファーマライズホールディングス	300	655.00	196,500

アルペン	3,200	1,989.00	6,364,800
ハブ	400	858.00	343,200
クオールホールディングス	5,300	1,497.00	7,934,100
ジズホールディングス	3,000	3,750.00	11,250,000
ビックカメラ	23,200	1,472.00	34,150,400
DCMホールディングス	20,500	1,518.00	31,119,000
ペッパーフードサービス	9,400	135.00	1,269,000
MonotaRO	54,900	1,602.50	87,977,250
東京一番フーズ	400	514.00	205,600
DDグループ	800	1,229.00	983,200
きちりホールディングス	400	945.00	378,000
J. フロント リテイリング	44,400	1,484.50	65,911,800
ドトール・日レスホールディングス	6,900	2,146.00	14,807,400
マツキヨココカラ&カンパニー	70,400	2,247.00	158,188,800
ブロンコビリー	2,300	4,095.00	9,418,500
ZOZO	24,700	3,634.00	89,759,800
トレジャー・ファクトリー	2,400	1,596.00	3,830,400
物語コーポレーション	6,500	3,505.00	22,782,500
三越伊勢丹ホールディングス	65,200	3,063.00	199,707,600
Hamee	1,600	1,310.00	2,096,000
マーケットエンタープライズ	100	780.00	78,000
ウエルシアホールディングス	20,100	2,165.00	43,516,500
クリエイトSDホールディングス	5,500	3,345.00	18,397,500
丸善CHIホールディングス	1,500	333.00	499,500
ミサワ	300	620.00	186,000
ティーライフ	200	1,405.00	281,000
エー・ピーホールディングス	300	937.00	281,100
チムニー	400	1,314.00	525,600
シュッピン	3,500	1,232.00	4,312,000
オイシックス・ラ・大地	5,200	1,129.00	5,870,800
ネクステージ	8,800	2,647.00	23,293,600
ジョイフル本田	11,300	2,098.00	23,707,400
エターナルホスピタリティグループ	1,400	3,905.00	5,467,000
ホットランド	3,000	2,651.00	7,953,000
すかいらーくホールディングス	52,900	2,200.00	116,380,000
SFPホールディングス	1,900	2,071.00	3,934,900

綿半ホールディングス	3,000	1,594.00	4,782,000
ヨシックスホールディングス	900	2,803.00	2,522,700
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	10,800	876.00	9,460,800
ゴルフダイジェスト・オンライン	1,800	522.00	939,600
B E E N O S	2,300	2,067.00	4,754,100
あさひ	3,600	1,413.00	5,086,800
日本調剤	2,500	1,415.00	3,537,500
コスモス薬品	3,300	12,875.00	42,487,500
トーエル	600	783.00	469,800
セブン&アイ・ホールディングス	396,400	2,035.50	806,872,200
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	26,200	1,107.00	29,003,400
ツルハホールディングス	8,100	9,317.00	75,467,700
サンマルクホールディングス	3,100	2,114.00	6,553,400
フェリシモ	300	928.00	278,400
トリドールホールディングス	10,900	3,820.00	41,638,000
TOKYO BASE	4,100	297.00	1,217,700
ウイルプラスホールディングス	300	1,037.00	311,100
JMホールディングス	2,900	2,795.00	8,105,500
サツドラホールディングス	500	879.00	439,500
アレンザホールディングス	2,900	1,110.00	3,219,000
串カツ田中ホールディングス	1,000	1,621.00	1,621,000
バロックジャパンリミテッド	3,000	780.00	2,340,000
クスのアオキホールディングス	11,700	3,130.00	36,621,000
力の源ホールディングス	2,200	1,458.00	3,207,600
FOOD & LIFE COMPANIES	20,600	2,990.00	61,594,000
メディカルシステムネットワーク	4,200	637.00	2,675,400
一家ホールディングス	300	685.00	205,500
ジャパクラフトホールディングス	900	156.00	140,400
はるやまホールディングス	600	593.00	355,800
ノジマ	11,200	1,679.00	18,804,800
カッパ・クリエイト	6,100	1,646.00	10,040,600
ライトオン	1,000	385.00	385,000
良品計画	46,100	2,456.00	113,221,600
パリティホールディングス	1,600	363.00	580,800
アドヴァングループ	3,300	1,020.00	3,366,000

アルビス	1,300	2,639.00	3,430,700
コナカ	1,500	299.00	448,500
ハウス オブ ローゼ	200	1,590.00	318,000
G-7ホールディングス	4,200	1,512.00	6,350,400
イオン北海道	11,400	933.00	10,636,200
コジマ	7,500	855.00	6,412,500
ヒマラヤ	500	910.00	455,000
コーナン商事	4,700	4,285.00	20,139,500
エコス	1,400	2,271.00	3,179,400
ワタミ	4,100	907.00	3,718,700
マルシェ	400	247.00	98,800
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	78,200	4,000.00	312,800,000
西松屋チェーン	7,600	2,263.00	17,198,800
ゼンショーホールディングス	19,700	6,212.00	122,376,400
幸楽苑ホールディングス	2,900	1,256.00	3,642,400
ハークスレイ	400	788.00	315,200
サイゼリヤ	5,700	5,190.00	29,583,000
VTホールディングス	15,000	488.00	7,320,000
魚力	1,400	2,374.00	3,323,600
ポプラ	300	265.00	79,500
フジ・コーポレーション	1,800	1,768.00	3,182,400
ユナイテッドアローズ	4,500	1,743.00	7,843,500
ハイデイ日高	5,700	2,920.00	16,644,000
YU-WA Creation Holdings	700	134.00	93,800
コロワイド	16,600	2,006.50	33,307,900
荳番屋	15,300	1,109.00	16,967,700
トップカルチャー	400	156.00	62,400
PLANT	300	1,623.00	486,900
スギホールディングス	23,400	2,360.50	55,235,700
薬王堂ホールディングス	1,900	2,811.00	5,340,900
ヴィア・ホールディングス	2,000	114.00	228,000
スクロール	5,800	1,052.00	6,101,600
ヨンドシーホールディングス	3,700	1,888.00	6,985,600
木曽路	5,900	2,482.00	14,643,800
SRSホールディングス	6,400	1,189.00	7,609,600

千趣会	7,100	314.00	2,229,400
タカキュー	800	85.00	68,000
リテールパートナーズ	5,700	1,679.00	9,570,300
上新電機	3,800	2,550.00	9,690,000
日本瓦斯	20,500	2,416.50	49,538,250
ロイヤルホールディングス	6,800	2,639.00	17,945,200
東天紅	100	903.00	90,300
いなげや	3,800	1,237.00	4,700,600
チョダ	3,700	905.00	3,348,500
ライフコーポレーション	4,100	4,060.00	16,646,000
リンガーハット	5,000	2,319.00	11,595,000
MrMaxHD	4,900	655.00	3,209,500
テナアライド	1,700	298.00	506,600
AOKIホールディングス	8,300	1,274.00	10,574,200
オークワ	5,600	923.00	5,168,800
コメリ	6,000	3,720.00	22,320,000
青山商事	8,300	1,499.00	12,441,700
しまむら	9,100	7,660.00	69,706,000
はせがわ	600	340.00	204,000
高島屋	26,800	2,445.00	65,526,000
松屋	6,600	961.00	6,342,600
エイチ・ツー・オー リテイリング	17,100	2,292.00	39,193,200
近鉄百貨店	1,700	2,052.00	3,488,400
丸井グループ	25,700	2,313.50	59,456,950
アクシアル リテイリング	10,600	993.00	10,525,800
井筒屋	600	499.00	299,400
イオン	131,300	3,351.00	439,986,300
イズミ	6,900	3,375.00	23,287,500
平和堂	6,500	2,350.00	15,275,000
フジ	5,900	1,914.00	11,292,600
ヤオコー	4,600	9,046.00	41,611,600
ゼビオホールディングス	5,200	1,116.00	5,803,200
ケーズホールディングス	26,000	1,409.50	36,647,000
Olympicグループ	600	509.00	305,400
日産東京販売ホールディングス	1,900	510.00	969,000
シルバーライフ	1,000	903.00	903,000

Genky Drug Stores	1,700	5,710.00	9,707,000
ナルミヤ・インターナショナル	200	1,303.00	260,600
ブックオフグループホールディングス	2,500	1,546.00	3,865,000
ギフトホールディングス	1,600	2,989.00	4,782,400
アインホールディングス	5,300	5,838.00	30,941,400
元気寿司	2,200	3,210.00	7,062,000
ヤマダホールディングス	119,100	432.70	51,534,570
アークランズ	11,500	1,915.00	22,022,500
ニトリホールディングス	14,100	17,695.00	249,499,500
グルメ杵屋	3,100	1,088.00	3,372,800
愛眼	900	183.00	164,700
ケーユーホールディングス	1,800	1,176.00	2,116,800
吉野家ホールディングス	14,300	2,899.00	41,455,700
松屋フーズホールディングス	1,800	5,360.00	9,648,000
サガミホールディングス	5,800	1,545.00	8,961,000
関西フードマーケット	2,600	2,380.00	6,188,000
王将フードサービス	2,900	8,860.00	25,694,000
ミニストップ	2,800	1,560.00	4,368,000
アークス	7,100	3,010.00	21,371,000
バローホールディングス	7,400	2,376.00	17,582,400
ベルク	1,900	7,260.00	13,794,000
大庄	2,100	1,217.00	2,555,700
ファーストリテイリング	21,800	40,830.00	890,094,000
サンドラッグ	13,100	3,975.00	52,072,500
サックスパーホールディングス	3,300	781.00	2,577,300
ヤマザワ	300	1,267.00	380,100
やまや	300	3,070.00	921,000
ベルーナ	9,300	715.00	6,649,500
いよぎんホールディングス	42,900	1,364.50	58,537,050
しずおかフィナンシャルグループ	80,100	1,532.50	122,753,250
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	30,300	1,610.00	48,783,000
楽天銀行	16,700	2,794.00	46,659,800
京都フィナンシャルグループ	45,700	2,631.00	120,236,700
島根銀行	300	551.00	165,300
じもとホールディングス	1,100	381.00	419,100
めぶきフィナンシャルグループ	167,000	584.50	97,611,500

東京きらぼしフィナンシャルグループ	4,600	4,835.00	22,241,000	
九州フィナンシャルグループ	69,800	968.70	67,615,260	
ゆうちょ銀行	396,100	1,514.00	599,695,400	
富山第一銀行	11,400	1,126.00	12,836,400	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	193,400	943.80	182,530,920	
西日本フィナンシャルホールディングス	20,200	2,049.00	41,389,800	
三十三フィナンシャルグループ	3,200	2,027.00	6,486,400	
第四北越フィナンシャルグループ	5,700	4,770.00	27,189,000	
ひろぎんホールディングス	51,300	1,222.50	62,714,250	
おきなわフィナンシャルグループ	3,100	2,584.00	8,010,400	
十六フィナンシャルグループ	4,700	4,675.00	21,972,500	
北國フィナンシャルホールディングス	3,800	5,070.00	19,266,000	
プロクレアホールディングス	4,100	1,813.00	7,433,300	
あいちフィナンシャルグループ	7,400	2,618.00	19,373,200	
あおぞら銀行	25,900	2,378.00	61,590,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,195,000	1,590.50	3,491,147,500	
りそなホールディングス	416,800	1,003.50	418,258,800	
三井住友トラスト・ホールディングス	129,500	3,592.00	465,164,000	
三井住友フィナンシャルグループ	256,300	9,924.00	2,543,521,200	
千葉銀行	100,400	1,409.50	141,513,800	
群馬銀行	69,900	1,036.50	72,451,350	
武蔵野銀行	5,000	3,140.00	15,700,000	
千葉興業銀行	7,700	972.00	7,484,400	
筑波銀行	15,800	315.00	4,977,000	
七十七銀行	10,500	4,660.00	48,930,000	
秋田銀行	2,400	2,347.00	5,632,800	
山形銀行	4,000	1,099.00	4,396,000	
岩手銀行	2,300	2,643.00	6,078,900	
東邦銀行	28,500	360.00	10,260,000	
東北銀行	600	1,200.00	720,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	31,400	4,355.00	136,747,000	
スルガ銀行	31,800	990.00	31,482,000	
八十二銀行	77,300	1,052.50	81,358,250	
山梨中央銀行	4,000	1,945.00	7,780,000	
大垣共立銀行	6,900	2,208.00	15,235,200	
福井銀行	3,200	1,946.00	6,227,200	

清水銀行	1,400	1,588.00	2,223,200
富山銀行	200	1,821.00	364,200
滋賀銀行	6,000	4,165.00	24,990,000
南都銀行	5,400	3,445.00	18,603,000
百五銀行	33,900	660.00	22,374,000
紀陽銀行	12,900	1,872.00	24,148,800
ほくほくフィナンシャルグループ	22,300	2,118.00	47,231,400
山陰合同銀行	22,600	1,445.00	32,657,000
鳥取銀行	400	1,354.00	541,600
百十四銀行	3,500	3,255.00	11,392,500
四国銀行	5,300	1,092.00	5,787,600
阿波銀行	5,100	2,765.00	14,101,500
大分銀行	2,200	3,385.00	7,447,000
宮崎銀行	2,200	3,355.00	7,381,000
佐賀銀行	2,100	2,610.00	5,481,000
琉球銀行	7,700	1,221.00	9,401,700
セブン銀行	113,000	264.60	29,899,800
みずほフィナンシャルグループ	486,500	3,164.00	1,539,286,000
高知銀行	400	886.00	354,400
山口フィナンシャルグループ	35,300	1,790.00	63,187,000
名古屋銀行	2,300	7,260.00	16,698,000
北洋銀行	54,600	550.00	30,030,000
大光銀行	400	1,615.00	646,000
愛媛銀行	4,900	1,187.00	5,816,300
トマト銀行	400	1,196.00	478,400
京葉銀行	14,800	811.00	12,002,800
栃木銀行	18,000	367.00	6,606,000
北日本銀行	1,200	2,550.00	3,060,000
東和銀行	6,600	682.00	4,501,200
福島銀行	1,200	267.00	320,400
大東銀行	500	716.00	358,000
トモニホールディングス	34,100	406.00	13,844,600
フィデアホールディングス	3,700	1,589.00	5,879,300
池田泉州ホールディングス	50,000	400.00	20,000,000
F P G	13,400	2,082.00	27,898,800
ジャパンインベストメントアドバイザー	5,800	1,375.00	7,975,000

マーキュリアホールディングス	600	865.00	519,000
S B I ホールディングス	57,800	3,999.00	231,142,200
日本アジア投資	800	232.00	185,600
ジャフコ グループ	10,700	1,862.00	19,923,400
大和証券グループ本社	279,200	1,158.00	323,313,600
野村ホールディングス	606,100	940.70	570,158,270
岡三証券グループ	31,600	764.00	24,142,400
丸三証券	12,000	1,048.00	12,576,000
東洋証券	9,600	373.00	3,580,800
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	42,800	586.00	25,080,800
光世証券	300	635.00	190,500
水戸証券	10,600	539.00	5,713,400
いちよし証券	6,700	819.00	5,487,300
松井証券	17,700	806.00	14,266,200
マネックスグループ	35,300	797.00	28,134,100
極東証券	4,900	1,500.00	7,350,000
岩井コスモホールディングス	4,100	2,244.00	9,200,400
アイザワ証券グループ	5,200	1,990.00	10,348,000
マネーパートナーズグループ	1,200	260.00	312,000
スパークス・グループ	4,000	1,725.00	6,900,000
小林洋行	500	294.00	147,000
かんぽ生命保険	36,700	2,909.50	106,778,650
F P パートナー	1,000	4,330.00	4,330,000
SOMPOホールディングス	162,700	3,167.00	515,270,900
アニコム ホールディングス	12,200	591.00	7,210,200
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	242,100	3,302.00	799,414,200
第一生命ホールディングス	169,500	4,001.00	678,169,500
東京海上ホールディングス	351,900	5,349.00	1,882,313,100
T&Dホールディングス	96,800	2,609.00	252,551,200
アドバンスクリエイト	2,800	1,000.00	2,800,000
NEXYZ. Group	400	610.00	244,000
全国保証	9,400	5,636.00	52,978,400
あんしん保証	500	221.00	110,500
ジェイリース	2,400	1,183.00	2,839,200
イントラスト	500	797.00	398,500

日本モーゲージサービス	700	404.00	282,800
C a s a	500	868.00	434,000
S B I アルヒ	3,500	844.00	2,954,000
プレミアグループ	6,100	2,119.00	12,925,900
ネットプロテクションズホールディングス	11,900	171.00	2,034,900
クレディセゾン	22,800	3,338.00	76,106,400
芙蓉総合リース	3,300	12,725.00	41,992,500
みずほリース	30,200	1,076.00	32,495,200
東京センチュリー	26,900	1,455.00	39,139,500
日本証券金融	13,200	1,608.00	21,225,600
アイフル	53,100	403.00	21,399,300
リコーリース	3,400	5,110.00	17,374,000
イオンフィナンシャルサービス	20,700	1,322.00	27,365,400
アコム	64,300	400.90	25,777,870
ジャックス	3,800	4,935.00	18,753,000
オリエントコーポレーション	11,800	1,050.00	12,390,000
オリックス	216,100	3,361.00	726,312,100
三菱HCキャピタル	160,600	1,026.50	164,855,900
九州リースサービス	500	1,122.00	561,000
日本取引所グループ	92,900	3,843.00	357,014,700
イー・ギャランティ	5,900	1,340.00	7,906,000
アサックス	500	846.00	423,000
NECキャピタルソリューション	1,800	3,920.00	7,056,000
r o b o t h o m e	9,900	166.00	1,643,400
大東建託	13,200	16,420.00	216,744,000
いちご	41,500	397.00	16,475,500
日本駐車場開発	42,900	193.00	8,279,700
スター・マイカ・ホールディングス	4,200	607.00	2,549,400
S R E ホールディングス	1,600	3,695.00	5,912,000
ADワークスグループ	3,000	229.00	687,000
ヒューリック	84,100	1,451.00	122,029,100
野村不動産ホールディングス	20,100	3,854.00	77,465,400
三重交通グループホールディングス	7,700	562.00	4,327,400
サムティ	5,700	2,617.00	14,916,900
ディア・ライフ	6,100	855.00	5,215,500
コーセーアールイー	400	777.00	310,800

地主	2,800	2,349.00	6,577,200
プレサンスコーポレーション	4,800	1,735.00	8,328,000
THEグローバル社	800	540.00	432,000
ハウスコム	200	976.00	195,200
JPMC	2,100	1,198.00	2,515,800
サンセイランディック	400	996.00	398,400
エストラスト	100	712.00	71,200
フージャースホールディングス	5,600	1,087.00	6,087,200
オープンハウスグループ	13,200	4,500.00	59,400,000
東急不動産ホールディングス	108,400	1,045.00	113,278,000
飯田グループホールディングス	34,500	2,113.00	72,898,500
イーグランド	200	1,551.00	310,200
ムゲンエステート	800	1,135.00	908,000
ビーロット	800	875.00	700,000
ファーストブラザーズ	200	1,233.00	246,600
And D oホールディングス	2,200	1,153.00	2,536,600
シーアールイー	1,600	1,317.00	2,107,200
ケイアイスター不動産	1,700	3,355.00	5,703,500
アグレ都市デザイン	200	1,548.00	309,600
グッドコムアセット	3,300	646.00	2,131,800
ジェイ・エス・ビー	1,800	2,709.00	4,876,200
ロードスターキャピタル	2,300	2,989.00	6,874,700
テンポイノベーション	400	843.00	337,200
グローバル・リンク・マネジメント	200	2,324.00	464,800
フェイスネットワーク	300	1,713.00	513,900
霞ヶ関キャピタル	1,500	17,160.00	25,740,000
パーク24	23,400	1,637.50	38,317,500
パラカ	1,100	1,965.00	2,161,500
ミガロホールディングス	200	3,395.00	679,000
宮越ホールディングス	1,600	1,605.00	2,568,000
三井不動産	500,000	1,418.00	709,000,000
三菱地所	235,600	2,554.50	601,840,200
平和不動産	5,800	3,885.00	22,533,000
東京建物	31,500	2,429.00	76,513,500
京阪神ビルディング	6,700	1,495.00	10,016,500
住友不動産	52,100	4,877.00	254,091,700

テーオーシー	6,400	695.00	4,448,000
レオパレス21	36,100	524.00	18,916,400
スターツコーポレーション	5,200	3,260.00	16,952,000
フジ住宅	4,500	739.00	3,325,500
空港施設	5,100	597.00	3,044,700
明和地所	2,300	939.00	2,159,700
ゴールドクレスト	2,900	2,430.00	7,047,000
エスリード	1,700	3,970.00	6,749,000
日神グループホールディングス	5,800	524.00	3,039,200
日本エスコン	6,700	1,033.00	6,921,100
MIRARTHホールディングス	16,600	480.00	7,968,000
AVANTIA	700	832.00	582,400
イオンモール	18,700	1,862.00	34,819,400
毎日コムネット	400	799.00	319,600
ファースト住建	500	1,051.00	525,500
ランド	198,200	8.00	1,585,600
カチタス	9,700	1,622.00	15,733,400
トーセイ	6,000	2,209.00	13,254,000
穴吹興産	300	2,226.00	667,800
サンフロンティア不動産	5,300	1,972.00	10,451,600
FJネクストホールディングス	3,800	1,212.00	4,605,600
インテリックス	300	551.00	165,300
ランドビジネス	400	244.00	97,600
サンネクスタグループ	400	1,024.00	409,600
グランディハウス	3,000	582.00	1,746,000
日本空港ビルデング	12,700	5,435.00	69,024,500
明豊ファシリティワークス	600	895.00	537,000
LIFULL	9,100	162.00	1,474,200
MIXI	8,100	2,777.00	22,493,700
ジェイエイシーリクルートメント	13,600	671.00	9,125,600
日本M&Aセンターホールディングス	59,900	734.20	43,978,580
メンバーズ	1,300	821.00	1,067,300
中広	200	515.00	103,000
UTグループ	4,900	2,976.00	14,582,400
アイティメディア	1,400	1,797.00	2,515,800
ケアネット	7,700	512.00	3,942,400

E・Jホールディングス	2,200	1,855.00	4,081,000
オープンアップグループ	11,300	2,031.00	22,950,300
コシダカホールディングス	11,300	810.00	9,153,000
アルトナー	500	2,094.00	1,047,000
パソナグループ	4,600	2,235.00	10,281,000
CDS	300	1,770.00	531,000
リンクアンドモチベーション	10,800	431.00	4,654,800
エス・エム・エス	13,200	1,900.00	25,080,000
サニーサイドアップグループ	400	687.00	274,800
パーソルホールディングス	383,000	223.30	85,523,900
リニカル	800	393.00	314,400
クックパッド	10,200	167.00	1,703,400
エスクリ	500	283.00	141,500
アイ・ケイ・ケイホールディングス	600	756.00	453,600
学情	1,900	1,750.00	3,325,000
スタジオアリス	1,900	2,023.00	3,843,700
エプロコ	300	816.00	244,800
NJS	800	3,465.00	2,772,000
総合警備保障	62,800	949.00	59,597,200
カカコム	24,400	1,909.50	46,591,800
アイロムグループ	1,400	2,784.00	3,897,600
セントケア・ホールディング	2,700	830.00	2,241,000
サイネックス	200	730.00	146,000
ルネサンス	2,900	936.00	2,714,400
ディップ	5,800	2,655.00	15,399,000
デジタルホールディングス	2,000	1,027.00	2,054,000
新日本科学	3,400	1,355.00	4,607,000
キャリアデザインセンター	200	1,697.00	339,400
エムスリー	74,300	1,545.00	114,793,500
ツカダ・グローバルホールディング	800	481.00	384,800
ブラス	200	689.00	137,800
ウェルネット	1,100	607.00	667,700
ワールドホールディングス	1,700	2,248.00	3,821,600
ディー・エヌ・エー	13,400	1,425.50	19,101,700
博報堂DYホールディングス	48,000	1,312.00	62,976,000
ぐるなび	7,000	308.00	2,156,000

タカミヤ	5,100	487.00	2,483,700
ファンコミュニケーションズ	5,300	413.00	2,188,900
ライク	1,400	1,610.00	2,254,000
A o b a - B B T	500	349.00	174,500
エスプール	10,800	320.00	3,456,000
WDBホールディングス	1,900	1,668.00	3,169,200
ティア	800	461.00	368,800
CDG	100	1,288.00	128,800
アドウェイズ	5,200	393.00	2,043,600
バリューコマース	3,300	1,140.00	3,762,000
インフォマート	39,100	309.00	12,081,900
J Pホールディングス	9,600	493.00	4,732,800
エコナックホールディングス	1,000	126.00	126,000
CLホールディングス	900	1,398.00	1,258,200
プレステージ・インターナショナル	17,600	651.00	11,457,600
アミューズ	2,300	1,605.00	3,691,500
ドリームインキュベータ	1,300	2,228.00	2,896,400
クイック	2,600	2,159.00	5,613,400
T A C	600	180.00	108,000
電通グループ	37,000	4,159.00	153,883,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	1,600	920.00	1,472,000
ぴあ	1,300	3,020.00	3,926,000
イオンファンタジー	1,400	2,240.00	3,136,000
シーティーエス	4,800	760.00	3,648,000
H. U. グループホールディングス	11,000	2,482.00	27,302,000
アルプス技研	3,600	2,618.00	9,424,800
サニックス	6,000	269.00	1,614,000
日本空調サービス	4,000	980.00	3,920,000
オリエンタルランド	199,100	4,585.00	912,873,500
ダスキン	8,200	3,539.00	29,019,800
明光ネットワークジャパン	4,600	716.00	3,293,600
ファルコホールディングス	1,700	2,294.00	3,899,800
秀英予備校	300	306.00	91,800
田谷	200	386.00	77,200
ラウンドワン	35,400	709.00	25,098,600
リゾートトラスト	16,300	2,552.00	41,597,600

ビー・エム・エル	4,600	2,777.00	12,774,200
リソー教育	19,200	258.00	4,953,600
早稲田アカデミー	2,100	1,534.00	3,221,400
ユー・エス・エス	84,400	1,220.00	102,968,000
東京個別指導学院	4,500	410.00	1,845,000
サイバーエージェント	83,100	965.80	80,257,980
楽天グループ	322,800	800.60	258,433,680
クリーク・アンド・リバー社	1,900	1,671.00	3,174,900
SBIグローバルアセットマネジメント	7,400	663.00	4,906,200
デー・オー・ダブリュー	7,400	355.00	2,627,000
山田コンサルティンググループ	1,600	1,952.00	3,123,200
セントラルスポーツ	1,400	2,490.00	3,486,000
フルキャストホールディングス	3,600	1,410.00	5,076,000
エン・ジャパン	6,100	2,622.00	15,994,200
リソルホールディングス	100	4,930.00	493,000
テクノプロ・ホールディングス	22,000	2,600.00	57,200,000
アトラグループ	300	161.00	48,300
アイ・アールジャパンホールディングス	2,000	1,240.00	2,480,000
Keepertech 技研	2,300	3,795.00	8,728,500
ファーストロジック	400	506.00	202,400
三機サービス	200	1,225.00	245,000
Gunosy	3,000	709.00	2,127,000
デザインワン・ジャパン	400	137.00	54,800
イー・ガーディアン	1,800	1,898.00	3,416,400
リブセンス	500	224.00	112,000
ジャパンマテリアル	11,500	2,029.00	23,333,500
ベクトル	4,500	1,339.00	6,025,500
ウチヤマホールディングス	500	342.00	171,000
チャーム・ケア・コーポレーション	3,100	1,473.00	4,566,300
キャリアリンク	1,400	2,438.00	3,413,200
I B J	2,900	590.00	1,711,000
アサンテ	1,900	1,690.00	3,211,000
バリューHR	3,300	1,348.00	4,448,400
M&Aキャピタルパートナーズ	3,000	2,057.00	6,171,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	1,500	1,060.00	1,590,000
ERIホールディングス	400	2,437.00	974,800

アビスト	200	3,300.00	660,000
シグマクス・ホールディングス	4,900	1,400.00	6,860,000
ウィルグループ	3,100	960.00	2,976,000
エスクロー・エージェント・ジャパン	1,400	141.00	197,400
メドピア	3,000	581.00	1,743,000
レアジョブ	200	450.00	90,000
リクルートホールディングス	270,900	7,884.00	2,135,775,600
エラン	5,000	861.00	4,305,000
土木管理総合試験所	600	323.00	193,800
日本郵政	442,100	1,450.50	641,266,050
ベルシステム24ホールディングス	4,000	1,597.00	6,388,000
鎌倉新書	3,200	543.00	1,737,600
SMN	200	298.00	59,600
一蔵	200	570.00	114,000
グローバルキッズCOMPANY	200	640.00	128,000
エアトリ	2,800	1,281.00	3,586,800
アトラエ	2,800	613.00	1,716,400
ストライク	1,900	4,010.00	7,619,000
ソラスト	10,400	462.00	4,804,800
セラク	1,100	1,080.00	1,188,000
インソース	8,200	925.00	7,585,000
ベイカレント・コンサルティング	27,600	3,395.00	93,702,000
Orchestra Holdings	800	1,423.00	1,138,400
アイモバイル	4,800	463.00	2,222,400
キャリアインデックス	400	171.00	68,400
MS-Japan	1,500	1,034.00	1,551,000
船場	300	1,235.00	370,500
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	12,200	2,805.00	34,221,000
フルテック	200	1,124.00	224,800
グリーンズ	500	2,152.00	1,076,000
ツナググループ・ホールディングス	400	646.00	258,400
GameWith	500	291.00	145,500
MS&Consulting	200	599.00	119,800
ウェルビー	300	1,083.00	324,900
エル・ティー・エス	400	2,069.00	827,600

ミダックホールディングス	2,300	1,416.00	3,256,800
キュービーネットホールディングス	2,200	1,130.00	2,486,000
R P Aホールディングス	5,100	250.00	1,275,000
スプリックス	400	776.00	310,400
マネジメントソリューションズ	1,600	1,739.00	2,782,400
プロレド・パートナーズ	900	596.00	536,400
a n d f a c t o r y	400	313.00	125,200
テノ.ホールディングス	200	431.00	86,200
フロンティア・マネジメント	900	1,248.00	1,123,200
ピアラ	200	284.00	56,800
コプロ・ホールディングス	400	1,485.00	594,000
ギークス	200	459.00	91,800
アンビスホールディングス	8,100	2,101.00	17,018,100
カーブスホールディングス	10,300	736.00	7,580,800
フォーラムエンジニアリング	5,100	856.00	4,365,600
F a s t F i t n e s s J a p a n	1,300	1,259.00	1,636,700
ダイレクトマーケティングミックス	3,800	236.00	896,800
ポピンズ	600	1,254.00	752,400
L I T A L I C O	2,900	1,746.00	5,063,400
コンフィデンス・インターワークス	100	1,843.00	184,300
アドバンテッジリスクマネジメント	600	462.00	277,200
リログループ	18,800	1,589.50	29,882,600
東祥	2,600	722.00	1,877,200
I D & Eホールディングス	2,300	4,255.00	9,786,500
ビーウィズ	800	1,979.00	1,583,200
T R Eホールディングス	7,200	1,149.00	8,272,800
人・夢・技術グループ	1,500	1,732.00	2,598,000
N I S S Oホールディングス	3,300	827.00	2,729,100
大栄環境	6,800	2,491.00	16,938,800
日本管財ホールディングス	3,900	2,535.00	9,886,500
M & A総研ホールディングス	4,000	4,135.00	16,540,000
エイチ・アイ・エス	10,900	1,708.00	18,617,200
ラックランド	1,700	1,784.00	3,032,800
共立メンテナンス	11,800	3,174.00	37,453,200
イチネンホールディングス	4,000	1,611.00	6,444,000
建設技術研究所	1,900	5,120.00	9,728,000

スペース	2,500	1,054.00	2,635,000	
燦ホールディングス	3,500	1,184.00	4,144,000	
スバル興業	1,300	2,714.00	3,528,200	
東京テアトル	500	1,123.00	561,500	
タナベコンサルティンググループ	1,500	1,018.00	1,527,000	
ナガワ	1,200	7,490.00	8,988,000	
東京都競馬	3,100	4,195.00	13,004,500	
常磐興産	500	1,208.00	604,000	
カナモト	5,800	2,648.00	15,358,400	
ニシオホールディングス	3,100	3,865.00	11,981,500	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	8,000	48.00	384,000	
トランス・コスモス	4,700	3,325.00	15,627,500	
乃村工藝社	16,400	824.00	13,513,600	
藤田観光	1,500	6,100.00	9,150,000	
KNT-CTホールディングス	2,200	1,323.00	2,910,600	
トーカイ	3,300	2,076.00	6,850,800	
白洋舎	200	2,385.00	477,000	
セコム	38,300	10,020.00	383,766,000	
セントラル警備保障	2,000	2,929.00	5,858,000	
丹青社	7,300	831.00	6,066,300	
メイテックグループホールディングス	12,800	3,078.00	39,398,400	
応用地質	3,500	2,545.00	8,907,500	
船井総研ホールディングス	7,500	2,211.00	16,582,500	
進学会ホールディングス	300	240.00	72,000	
オオバ	800	1,079.00	863,200	
いであ	300	2,387.00	716,100	
学究社	1,500	2,086.00	3,129,000	
イオンディライト	4,000	3,865.00	15,460,000	
ナック	3,200	529.00	1,692,800	
ダイセキ	7,700	3,125.00	24,062,500	
ステップ	1,400	1,926.00	2,696,400	
合 計	59,176,400		143,055,197,740	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期中間計算期間(2024 年 5 月 28 日から 2024 年 11 月 27 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月10日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSmart-i TOPIXインデックスの2024年5月28日から2024年11月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Smart-i TOPIXインデックスの2024年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月28日から2024年11月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の

妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【Smart-i TOPIXインデックス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2024年5月27日現在	第8期中間計算期間末 2024年11月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,164,670	82,924,117
親投資信託受益証券	13,812,222,293	15,170,141,445
未収入金	22,979,000	21,446,000
未収利息	28	249
流動資産合計	13,940,365,991	15,274,511,811
資産合計	13,940,365,991	15,274,511,811
負債の部		
流動負債		
未払解約金	99,157,903	69,508,291
未払受託者報酬	1,173,339	1,623,047
未払委託者報酬	7,040,005	9,738,181
その他未払費用	357,769	494,942
流動負債合計	107,729,016	81,364,461
負債合計	107,729,016	81,364,461
純資産の部		
元本等		
元本	6,896,967,617	7,781,234,852
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	6,935,669,358	7,411,912,498
(分配準備積立金)	2,152,132,404	1,565,101,087
元本等合計	13,832,636,975	15,193,147,350
純資産合計	13,832,636,975	15,193,147,350
負債純資産合計	13,940,365,991	15,274,511,811

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2023年5月26日 至 2023年11月25日	第8期中間計算期間 自 2024年5月28日 至 2024年11月27日
営業収益		
受取利息	-	38,216
有価証券売買等損益	692,108,219	△318,430,848
営業収益合計	692,108,219	△318,392,632
営業費用		
支払利息	21,112	-
受託者報酬	668,674	1,623,047
委託者報酬	4,011,988	9,738,181
その他費用	205,719	494,942
営業費用合計	4,907,493	11,856,170
営業利益又は営業損失(△)	687,200,726	△330,248,802
経常利益又は経常損失(△)	687,200,726	△330,248,802
中間純利益又は中間純損失(△)	687,200,726	△330,248,802
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	107,026,345	△55,643,658
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,628,718,555	6,935,669,358
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,355,410,003	3,101,762,656
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,355,410,003	3,101,762,656
剰余金減少額又は欠損金増加額	632,536,840	2,350,914,372
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	632,536,840	2,350,914,372
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,931,766,099	7,411,912,498

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2024年5月27日現在	第8期中間計算期間末 2024年11月27日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 3,106,301,134円	期首元本額 6,896,967,617円
期中追加設定元本額 6,854,840,999円	期中追加設定元本額 3,242,145,240円
期中一部解約元本額 3,064,174,516円	期中一部解約元本額 2,357,878,005円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 6,896,967,617口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 7,781,234,852口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.0056円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.9525円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (20,056円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (19,525円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2024年5月27日現在	第8期中間計算期間末 2024年11月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年11月27日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	674,637,675
株式	154,832,703,990
派生商品評価勘定	33,087,900
未収配当金	1,303,020,180
未収利息	2,033
差入委託証拠金	96,426,326
流動資産合計	156,939,878,104
資産合計	156,939,878,104
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,941,950
前受金	36,920,000
未払金	518,569,130
未払解約金	21,644,000
流動負債合計	592,075,080
負債合計	592,075,080
純資産の部	
元本等	
元本	74,524,739,723
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	81,823,063,301
元本等合計	156,347,803,024
純資産合計	156,347,803,024
負債純資産合計	156,939,878,104

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年11月27日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年5月28日
期首元本額	67,340,516,451円
期中追加設定元本額	22,847,617,484円
期中一部解約元本額	15,663,394,212円
期末元本額	74,524,739,723円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,928,753,305円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	5,424,928,282円
りそなラップ型ファンド(成長型)	5,043,420,932円
DCりそな グローバルバランス	66,442,733円
つみたてバランスファンド	8,555,377,374円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	479,990,712円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	422,839,250円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	294,881,722円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	164,420,116円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	112,156,357円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	68,745,703円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	180,824,118円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	186,655,228円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	255,241,444円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	224,720,358円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	93,255,935円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	5,761,961円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	4,992,906円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	17,984,967円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	8,517,955円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	21,546,192円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	3,600,003円
りそなTOPIXインデックス	58,498,406円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035(運用継続型)	24,511円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040(運用継続型)	29,753円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045(運用継続型)	34,219円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	38,102 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	41,645 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	44,897 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	47,178 円
FWりそな国内株式アクティブファンド	182,687,368 円
FWりそな国内株式インデックスファンド	35,892,838,161 円
S m a r t - i T O P I Xインデックス	7,231,107,987 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	136,603,600 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	474,589,488 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	737,810,104 円
T O P I Xインデックスファンド (適格機関投資家専用)	363,746,762 円
りそなFT T O P I Xインデックス (適格機関投資家専用)	1,461,422,688 円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	131,901,519 円
りそなFT R Cバランスファンド (適格機関投資家専用)	1,470,379,219 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	4,773,823 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	19,395,504 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	61,458,178 円
りそなFT パッシブバランス I (適格機関投資家専用)	611,873,685 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	71,890,521 円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	61,371,515 円
りそなFT パッシブバランスII (適格機関投資家専用)	154,310,594 円
りそなマルチアセットファンドII (適格機関投資家専用)	259,946,228 円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	220,117,984 円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	802,541,837 円
りそなマルチアセットファンド202310 (適格機関投資家専用)	287,364,188 円
りそなマルチアセットファンド202403 (適格機関投資家専用)	262,792,506 円
2. 計算日における受益権の総数	74,524,739,723 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0979 円
(10,000口当たり純資産額)	(20,979 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年11月27日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引	(その他の注記)のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額	
が異なることもあります。	

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年11月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,873,649,050	—	1,891,795,000	18,145,950
	合計	1,873,649,050	—	1,891,795,000	18,145,950

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

【Smart-i TOPIXインデックス】

【純資産額計算書】

I 資産総額	15,369,779,898円
II 負債総額	56,130,518円
III 純資産総額 (I - II)	15,313,649,380円
IV 発行済口数	7,798,110,778口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.9638円

(参考)

RM国内株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	159,306,075,969円
II 負債総額	1,004,527,205円
III 純資産総額 (I - II)	158,301,548,764円
IV 発行済口数	75,022,978,204口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1100円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年11月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2024年11月末現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	175	1,919,852
単位型株式投資信託	9	45,895
単位型公社債投資信託	10	13,151
合計	194	1,978,899

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 10 期事業年度に係る中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	9,745,910	13,119,743
前払費用	323,722	370,082
未収入金	314	251
未収委託者報酬	948,037	1,130,264
未収運用受託報酬	2,750,484	3,192,978
未収投資助言報酬	479,787	528,962
流動資産計	14,248,255	18,342,282
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 11,556	10,220
器具備品	※1 17,947	29,165
有形固定資産計	29,503	39,386
無形固定資産		
ソフトウェア	11,002	8,159
無形固定資産計	11,002	8,159
投資その他の資産		
投資有価証券	60,103	106,647
繰延税金資産	117,863	143,330
投資その他の資産計	177,967	249,977
固定資産計	218,474	297,523
資産合計	14,466,729	18,639,805

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	252,008	334,583
その他未払金	263,623	323,811
未払費用	111,825	120,123
未払法人税等	607,485	963,350
未払消費税等	99,188	192,864
預り金	2,245	3,404
賞与引当金	265,505	299,790
流動負債計	1,601,882	2,237,928
負債合計	1,601,882	2,237,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,375,212	14,907,622
利益剰余金計	11,375,212	14,907,622
株主資本計	12,865,212	16,397,622
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△364	4,254
評価・換算差額等計	△364	4,254
純資産合計	12,864,847	16,401,876
負債・純資産合計	14,466,729	18,639,805

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,696,038	5,305,650
運用受託報酬	5,142,361	5,754,081
投資助言報酬	952,145	1,007,903
営業収益計	10,790,545	12,067,636
営業費用		
支払手数料	1,210,415	1,449,655
広告宣伝費	68,988	171,443
調査費		
調査費	1,772,867	2,013,532
委託調査費	148,470	119,505
委託計算費	300,448	276,698
事務委託費	26,903	39,175
営業雑経費		
印刷費	114,901	134,495
協会費	13,978	14,633
販売促進費	836	7,194
その他	70,972	90,318
営業費用計	3,728,783	4,316,653
一般管理費		
給料		
役員報酬	124,995	136,596
給料・手当	1,361,136	1,452,513
賞与	192,845	234,518
賞与引当金繰入額	265,505	299,790
旅費交通費	20,681	39,740
租税公課	85,343	95,998
不動産賃借料	113,302	124,318
固定資産減価償却費	13,938	17,438
諸経費	267,977	311,828
一般管理費計	2,445,724	2,712,744
営業利益	4,616,037	5,038,238
営業外収益		
受取利息	5,137	6,811
受取配当金	64	162
投資有価証券売却益	564	2,000
為替差益	—	50,481
雑収入	2,431	3,233
営業外収益計	8,198	62,688
営業外費用		
投資有価証券売却損	290	15
為替差損	64,517	—
雑損失	22	2,326
営業外費用計	64,829	2,341
経常利益	4,559,406	5,098,585
特別損失		
固定資産除去損	2,368	—

特別損失計	2,368	—
税引前当期純利益	4,557,038	5,098,585
法人税、住民税及び事業税	1,384,185	1,593,680
法人税等調整額	1,450	△27,504
法人税等計	1,385,636	1,566,175
当期純利益	3,171,401	3,532,410

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,682	△1,682	△1,682
当期変動額合計	△1,682	△1,682	3,169,718
当期末残高	△364	△364	12,864,847

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,532,410	3,532,410	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,532,410	3,532,410	3,532,410
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	4,618	4,618	4,618
当期変動額合計	4,618	4,618	3,537,028
当期末残高	4,254	4,254	16,401,876

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	2,865千円	4,201千円
器具備品	40,455千円	52,832千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 当会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2024年5月27日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,766	446.01	利益剰余金	2024年3月31日	2024年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	—
資産計	60,103	60,103	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	34,625	1,996	—
合計	—	34,625	1,996	—

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	106,647	106,647	—
資産計	106,647	106,647	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	68,696	6,973	3,974
合計	—	68,696	6,973	3,974

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	60,103	—	60,103
資産計	—	60,103	—	60,103

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	106,647	—	106,647
資産計	—	106,647	—	106,647

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	30,874	33,639	△2,764
	小計	30,874	33,639	△2,764
合計		60,103	60,629	△525

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	50,401	41,986	8,415
	小計	50,401	41,986	8,415
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	56,245	58,529	△2,283
	小計	56,245	58,529	△2,283
合計		106,647	100,515	6,132

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	12,985	2,000	15
合計	12,985	2,000	15

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	81,271千円	91,795千円
未払事業所税	1,628千円	1,738千円
未払事業税	31,451千円	47,887千円
未確定債務	961千円	769千円
減価償却超過額	2,390千円	3,016千円
その他有価証券評価差額金	846千円	699千円
繰延税金資産小計	118,549千円	145,906千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	118,549千円	145,906千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	685千円	2,576千円
繰延税金負債合計	685千円	2,576千円
繰延税金資産の純額	117,863千円	143,330千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.41%</u>

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	<u>0.01%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.72%</u>

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,148,663

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)(注4)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託報酬(注1)	4,790,900	未収運用受託報酬	2,557,553
							投資助言報酬(注2)	754,781	未収投資助言報酬	410,936
							支払手数料(注3)	801,950	未払手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注 4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注 1)	5,325,355	未収運用 受託報酬	2,985,561
							投資助言 報酬 (注 2)	823,308	未収投資 助言報酬	463,233
							支払手数料 (注 3)	964,675	未払 手数料	215,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注 4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	3,248円70銭	4,141円89銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△)	800円86銭	892円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	3,171,401	3,532,410
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	3,171,401	3,532,410
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第10期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		11,584,691
前払費用		350,508
未収入金		256
未収委託者報酬		1,333,532
未収運用受託報酬		3,338,325
未収投資助言報酬		541,654
流動資産計		17,148,969
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	9,554
器具備品	※1	31,008
有形固定資産計		40,563
無形固定資産		
ソフトウェア		6,941
ソフトウェア仮勘定		155,498
無形固定資産計		162,440
投資その他の資産		
投資有価証券		1,299,487
繰延税金資産		128,158
投資その他の資産計		1,427,645
固定資産計		1,630,649
資産合計		18,779,619

(単位：千円)

第10期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		416,595
その他未払金		376,774
未払費用		127,597
未払法人税等		882,599
未払消費税等	※2	166,452
賞与引当金		253,672
預り金		4,558
流動負債計		2,228,250
負債合計		2,228,250
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		15,063,421
利益剰余金計		15,063,421
株主資本計		16,553,421
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△2,053
評価・換算差額等計		△2,053
純資産合計		16,551,368
負債・純資産合計		18,779,619

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第10期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		3,187,720
運用受託報酬		3,039,430
投資助言報酬		520,771
営業収益計		6,747,923
営業費用		
支払手数料		954,935
広告宣伝費		61,531
調査費		
調査費		1,173,217
委託調査費		59,028
委託計算費		84,509
事務委託費		20,330
営業雑経費		
印刷費		63,750
協会費		11,550
販売促進費		2,619
その他		52,317
営業費用計		2,483,791
一般管理費		
給料		
役員報酬		74,616
給料・手当		777,004
賞与		36,701
賞与引当金繰入額		253,672
旅費交通費		24,519
租税公課		51,388
不動産賃借料		76,144
固定資産減価償却費	※1	7,840
諸経費		167,056
一般管理費計		1,468,943
営業利益		2,795,188
営業外収益		
受取利息		8,542
受取配当金		110
雑収入		1,900
営業外収益計		10,553
営業外費用		
為替差損		31,597
雑損失		572
営業外費用計		32,170
経常利益		2,773,570
税引前中間純利益		2,773,570
法人税、住民税及び事業税		833,615
法人税等調整額		17,955
法人税等計		851,571
中間純利益		1,921,999

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	△1,766,199	△1,766,199	△1,766,199
当中間純利益	—	—	—	1,921,999	1,921,999	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	155,799	155,799	155,799
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	15,063,421	15,063,421	16,553,421

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	16,401,876
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△1,766,199
当中間純利益	—	—	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△6,307	△6,307	△6,307
当中間期変動額合計	△6,307	△6,307	149,491
当中間期末残高	△2,053	△2,053	16,551,368

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物	4,868千円
器具備品	58,789千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
有形固定資産	6,623千円
無形固定資産	1,217千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第10期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	1,766,199千円
② 1株当たり配当額	446.01円
③ 配当原資	利益剰余金
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第10期中間会計期間(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	1,299,487	1,299,487	-
資産計	1,299,487	1,299,487	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	1,299,487	—	1,299,487
資産計	—	1,299,487	—	1,299,487

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第10期中間会計期間 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	55,360	46,940	8,420
	小計	55,360	46,940	8,420
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,244,127	1,255,507	△11,379
	小計	1,244,127	1,255,507	△11,379
資産計		1,299,487	1,302,447	△2,959

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類していません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,255,483

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	4,179円64銭
1株当たり中間純利益金額	485円35銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益(千円)	1,921,999
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,921,999
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000

(重要な後発事象)

第10期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

S m a r t - i T O P I Xインデックス

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）、国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的な

らびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
S m a r t - i T O P I Xインデックス
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを

いいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、

当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所

における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金

利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第26条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ

う調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年8月29日から平成30年5月25日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.14%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条 この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年8月29日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行



RESONA

リソナアセットマネジメント